

## I. アメリカ

### 1. ボランティア活動に関する考え方

#### (1) ボランティア活動の定義

アメリカ社会は、建国以来、ボランティア精神・ボランティア活動を国の基礎として重要視してきた。法律によって、すべてのアメリカ人に、国家あるいはコミュニティ<sup>i</sup>へのサービスの実践を通じて、アメリカ社会に貢献する機会を保証している。

##### 1) ボランティア活動

ボランティア活動に、統一した定義はないが、一般的に、個人が自発的に行う活動のことであり、無償で、他者や社会のための活動を意味する。例えば、アメリカ労働省がボランティア活動に関する統計をとる場合には、「団体の活動を通じて、あるいは、団体のために、無償で行った(要した経費に対する補償を除く)活動」であると定義されている。

なお、無償の意味は若干の解釈の余地があり、交通費や材料費等の実費を受け取っても無償の活動であると考えられる傾向にある。ボランティアが、労働ないしはサービスの市場価格よりも低い金額の謝礼・報酬を受けとる場合もある。Domestic Volunteer Service Act<sup>ii</sup>で規定されている全米レベルのボランティア活動プログラム<sup>iii</sup>では、活動に要する費用をまかなう額が支給されたり、活動終了後に一定の報酬が支払われることになっている。

##### 2) コミュニティ・サービス

アメリカには、地域コミュニティへの参加・貢献の方法として、コミュニティ・サービスがある。コミュニティ・サービスには、有償および無償のボランティア活動や裁判所命令による活動<sup>iv</sup>などの様々な活動が含まれ広範な概念である。

ボランティア活動とコミュニティ・サービスはそれぞれが独立した領域をもって定義づけされるわけではなく、地域コミュニティへの参加や貢献の観点を重要視した表現がコミュニティ・サービスであり、他者や社会に対する貢献活動の自発性を重要視した表現がボランティア活動である。

コミュニティ・サービスは、1993年のNational and Community Service Trust Act of 1993によって、「アメリカ社会全体が直面している社会福祉、教育、環境、治安等の緊急の課題に対して、

<sup>i</sup> アメリカの章では、ある特定の地域に居住する、民族性を同一にする、共通の関心事があるなどのつながりをもつ人々の集りをコミュニティという。

<sup>ii</sup> アメリカ合衆国法典 66 章。ボランティア活動の振興プログラムが規定されている。

<sup>iii</sup> 全米ボランティア・貧困絶滅プログラムの VISTA、全米シニアコアのフォスター・グラント・ペアレント・プログラム等。後述参照。

<sup>iv</sup> 罪を犯した青少年や成人の社会復帰訓練の一環として保護監察処分中にコミュニティ・サービスを課す活動。

すべての年齢の国民が協力して取り組むこと」として定義されている。この法律は、すべてのアメリカ人に、国家あるいはコミュニティへのサービスの実践を通じて、アメリカ社会に貢献する機会を保証している。

図表 3-1-1 National and Community Service Trust Act of 1993 における  
コミュニティ・サービスの定義

<p>【コミュニティ・サービスとは】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>■ アメリカ社会全体が直面している社会福祉、教育、環境、治安等の緊急の課題に対して、すべての年齢の国民が協力して取り組むことである。コミュニティ・サービスを通じて、コミュニティを改善し、よりよい市民となることができる。</li><li>■ また、コミュニティ・サービスへの参加は、市民としての責任感を涵養し、ひいてはコミュニティ全体の意識の向上を図ることができる。</li><li>■ コミュニティ・サービスの担い手は、すべての国民であるが、法律では、低所得者層や青少年に焦点をあてている。特に、青少年は、コミュニティ・サービスの実践を通じて、自身の能力向上を図ることが期待され、かつ、将来的にはコミュニティのリーダーとなることが期待される。</li></ul>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(資料) National and Community Service Trust Act of 1993 Sec. 12501. Findings and purpose より。

### 3) サービス・ラーニング Service learning

アメリカでは、コミュニティ・サービスと教育課程をつなげて、コミュニティと学生の両方が向上することを目指すサービス・ラーニングも重要視されている。

サービス・ラーニングは比較的新しい用語であり<sup>i</sup>、様々な議論を経てアメリカ社会に定着しはじめたのは1990年代以降である。1993年に、National and Community Service Trust Act of 1993がサービス・ラーニングの概念を法律に盛り込んだことから、社会的にその意義が認められることとなった。

教育現場では、1980年代に課外活動として実施され始めた。全米の大学にサービス・ラーニングが展開していくきっかけとなったのは、1985年にブラウン大学とスタンフォード大学の学長、州教育委員長が創設した「キャンパス・コンパクト」という組織である<sup>ii</sup>。ここが、大学教育にサービス・ラーニングを採り入れる呼びかけを行い、「大学が地域社会の改善に寄与し、在校生を市民としての社会的責任感を持つように教育すること」を使命とした<sup>iii</sup>。

#### a. サービス・ラーニングの定義

サービス・ラーニングの定義には、全米的に合意されているものはない。関係機関や学者によって多様な定義がなされているが、共通するのは、「教育課程とコミュニティ・サービスの組み合わせ」だということであり、生徒や学生の側からみると「市民として必要な知識や技術を習得す

<sup>i</sup> サービス・ラーニングという言葉が生まれたのは、1960年代後半と言われている。

<sup>ii</sup> 現在全米の1,100の大学および学長が加盟。

<sup>iii</sup> 「地域貢献活動を学習に“サービス・ラーニング”の試み」(国際基督教大学 サービス・ラーニングプログラム担当講師 村上むつ子)教育学術新聞:教育学術オンライン第2258号(日本私立大学協会)より。

る市民教育」を受ける機会であり、教師の側からみると「教科の指導方法を現実社会に適応させること」である<sup>i</sup>。

<National and Community Service Trust Act of 1993 による定義>

- 学生が、十分に組織化され、コミュニティのニーズに基づいた活動への積極的な参加を通じて、学習し発達するための一つの方法である。
- 小・中・高等学校、コミュニティ・サービス・プログラムおよびコミュニティと協働で行われるものである。
- 市民の責任感を育成することに資するものである。
- 学校カリキュラム等の一環として行われるものである。
- 参加者が活動経験について内省する決められた時間を確保する。

連邦政府のボランティア活動振興機関である Corporation for National and Community Service (CNCS) のサービス・ラーニング担当者によると<sup>ii</sup>、法律の定義の中で重要な要素は次の点である。

- active participation: 生徒の積極的な参加
- civic responsibilities: 市民としての責任感の育成
- integration: 教育課程と実社会とをつなげることは、コミュニティ・サービスを通じて実現される。教育課程には、普通科コースの学問的なものと、職業学校の職業訓練的なものの両方が含まれる。
- reflection: コミュニティ・サービスとサービス・ラーニングの違いの最も大きなものは、活動の後に、reflection (反省、内省) の過程があるかどうかである。

<Alliance for Service Learning in Education Reform ASLER による定義>

ASLER は、公民教育研究で有名なクローズアップ財団等が中心となって、教育にサービス・ラーニングを導入するための活動を行う協議体である。ASLER においても、サービス・ラーニングの定義をしている。

**【ASLER Standard 1995 における定義】**

サービス・ラーニングとは、十分に考慮され組織されたサービス活動への積極的な参加を通じて、学習し自己の発達を遂げるための一つの手段である。

そのサービス活動とは、

- ◆ 学校を拠点とするサービス・ラーニングは、
  - ・ コミュニティの実際のニーズに合致していること
  - ・ 学校とコミュニティが協力して調整すること

<sup>i</sup> 連邦政府のコミュニティ・サービス・プログラムの振興機関である CNCS (Corporation for National and Community Service) のサービス・ラーニングの担当者による。アメリカの上院議員の中には、サービス・ラーニングとは、Academic in action であると簡潔に表現する人もいる。

<sup>ii</sup> 平成 13 年度海外調査時点。

- 青少年のアカデミックなカリキュラムに統合されること
- 青少年が実際のサービス活動を通じて行ったり感じたりしたことについて考えたり、話し合ったり、書いたりする時間が確保されていること
- 青少年に、彼等が新しく獲得したアカデミックな知識やスキルを実社会において活用する機会を与えること
- 学校で教えられたことを社会で応用する機会であること
- 他者を思いやる気持を育てること

◆コミュニティで行われるサービス・ラーニングは、

- コミュニティの実際のニーズに合致していること
- 学校とコミュニティが協力して調整すること
- 青少年が所属する団体の学習目標を支援するものであること
- 青少年が実際のサービス活動を通じて行ったり感じたりしたことについて考えたり、話し合ったり、書いたりする時間が確保されていること
- 青少年に、彼等が新しく獲得したアカデミックな知識やスキルを実社会において活用する機会を与えること
- 地域社会を含めて、青少年の学習環境の拡充を図るものであること
- 他者を思いやる気持を育てること

## b. サービス・ラーニングの実施方法

サービス・ラーニングは、教育課程との関連があることから、高校生以下と大学生以上では、その目的や内容が若干異なっている。

高校生までは、サービス・ラーニングによって、地域社会の一員として訓練されること、市民性を習得することに主眼が置かれている。大学レベルでは、サービス・ラーニングは、より学業との関連が深い。また、高校生と大学生では、サービス・ラーニングで実際に行うことができる活動内容にも差異がある。大学生は、既に論理的思考能力を身につけており、社会的問題をより深く考え、社会的な課題解決のために具体的なコミュニティ・サービスを行うことができると考えられている。

### <初等中等教育(K-12)および高校教育>

サービス・ラーニングは、初等中等教育(K-12)および高校教育において、それぞれの学年で実施されている。学校を中心として行われる場合と、地域のボランティアセンター等が活動プログラムを提供して行われる場合とがある。

学校を中心として行われる場合は、カリキュラムの一環として行われる。どのような活動プログラムにするかについては、学校が活動メニューを提供する場合と、児童・生徒自身が企画する場合とがある。学校が活動メニューを提供する場合には、州や郡の教育委員会が大枠を決め、各

学校のサービス・ラーニング担当の教員によって実際の活動が行われていくことが多い。児童・生徒自身が企画することも奨励されており、児童・生徒が地域にどうやって貢献するかを具体的に考えて自主的に活動を立案・実行し、それを教員がサポートする。活動分野は、環境、防犯、動物保護、介護、ホームレス支援、高齢者との交流、地域開発、教育などの多岐に渡っている。活動場所は、学校内部で行われるものや、ボランティア活動を受入れている地域の NPO<sup>i</sup>、社会福祉施設、病院などで行われる。

地域のボランティアセンターが実施する場合においても、担当職員の調整のもとに、地域の NPO、社会福祉施設、病院などでサービス・ラーニングが実施されている。

## <大学>

大学では、学生が学内で得る専門知識をコミュニティ・サービスに積極的に応用することが多い。大学によって取り組み方は様々であり、サービス・ラーニングを卒業要件としている大学や選択科目にしている大学、専門科目の一部に採り入れている大学や大学を挙げて取り組んでいるところなどがある<sup>ii</sup>。

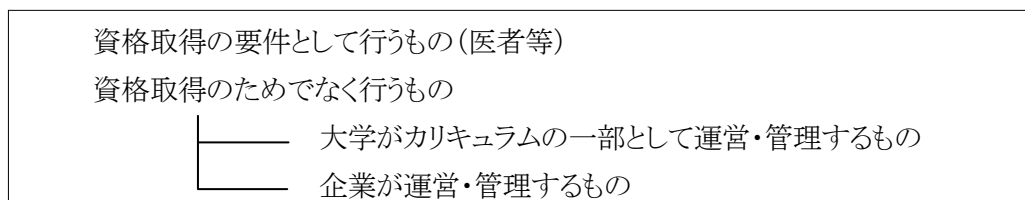
### 4) インターンシップ

インターンシップは、学生が在学中に自らの専攻や、将来のキャリアに関連した実務を体験することである。サービス・ラーニングは社会貢献的な活動や非営利の活動を通じて学習することであるが、インターンシップは、その学習の場を非営利活動に限らず、企業にも求める。

インターンシップは、「どの職業にも、講義ではなく、実際の仕事場でしか学べないものがある。実務を経験することによって培われた判断が理論を補う。」という理念<sup>iii</sup>に基づいて、1906年、在学中に専門分野の学習と関連した実務経験とを交互に受けさせて学習効果を高めるために実施された。その後、1960年代後半から、学生数が求人需要を上回るようになると、企業は即戦力となる人材を採用するため、学習内容の専門性に加えて、社会で仕事や活動をした経験を求めるようになった。学生にも、在学中のインターンシップの経験によって、就職先や自分のキャリアの方向性を決めることができるメリットがある。

アメリカのインターンシップは図表のように分類できる。

図表 3-1-2 アメリカのインターンシップの類型



(資料) 各種資料および有識者ヒアリング調査より。

<sup>i</sup> 地域社会をベースに活動している NPO は、CBO (Community-based organization) とも呼ばれる。

<sup>ii</sup> 「地域貢献活動を学習に“サービス・ラーニング”の試み」(国際基督教大学 サービス・ラーニングプログラム担当講師 村上むつ子)教育学術新聞:教育学術オンライン第 2258 号(日本私立大学協会)より。

<sup>iii</sup> シンシナティ大学学長のハーマン・シュナイダーの理念。

一般に、大学がカリキュラムの一部として運営・管理するものは、Co-op Program と呼ばれ、企業が運営・管理するものは Internship と呼び分けている。Co-op Program は、学生が追求している学問や目指すキャリアと関連した仕事を NPO や企業等で経験することが目的とされており、学問と実務体験を一つのカリキュラムに融合することである。大学が、学期中に、政府機関、NPO、企業等の外部の組織との協力によって実施している。Internship は、企業での“見習い”の意味合いが強く、学生はプロの仕事を観察し、見習うことを目的としており、通常、夏休み等の長期休暇を活用して行われる。

## (2) ボランティア活動に対する考え方

### 1) 国を成り立たせる精神 ～ボランティア精神

アメリカではボランティア精神に大きな価値が置かれている。次世代を担う若い世代がボランティア活動をどのように経験するかは、歴代の政権にとって重要な政策課題であり、ボランティア活動やコミュニティ・サービスを振興するための法整備、全米のボランティア活動プログラムの実施など、国策レベルでの取り組みがなされてきた。昨今では、若い世代とともに、増加する高齢者層のボランティア活動の振興も課題となっている。

青少年については、コミュニティ・サービスの教育的効果を重要視したサービス・ラーニングを通じて、健全で活力ある未来の社会を担う市民を育成するために、生きる力、社会的責任の理解、人間的成長、職業的な経験を得ることが期待されている。また、退職者や高齢者のように地域社会とのつながりが弱くなりがちな層に対しては、コミュニティ・サービスを通じて、社会的な関与を強めていくことや社会に役立っているという経験を得ることが期待されている。

### 2) 活動の結果や成果の測定

ボランティア活動に携わった人数と時間の統計をとり、それを経済価値に換算する推計を行うなど、アメリカでは、ボランティア活動の結果や成果を数値に置き換えて公表している。これは、ボランティア活動という重要な活動が全米的に行われていることを国民にアピールするとともに、ボランティア活動の規模と広がりを見守るためであると考えられる。

サービス・ラーニングについては、その教育的効果の測定への取り組みが始まっている。2006年10月にオレゴン州ポートランド州立大学で「第6回サービス・ラーニング研究国際会議～情熱から客観性へ～」が開催された。これに象徴されるように、近年、サービス・ラーニングの教育的効果を社会科学的手法を用いて証明しようとする動きが起きている。サービス・ラーニングを行った学生の事前・事後の比較調査、効果的なプログラムの事例分析、「人格教育」「社会的責任能力開発」「市民教育」の観点からの効果測定、大学と地域社会の協働という視点からの効果分析、履修科目の理解や成績への貢献度の分析など、様々な観点からの研究と議論が続いている<sup>i</sup>。

<sup>i</sup> 「地域貢献活動を学習に“サービス・ラーニング”の試み」(国際基督教大学 サービス・ラーニングプログラム担当講師 村上むつ子) 教育学術新聞:教育学術オンライン第2258号(日本私立大学協会)より。

## 2. ボランティア活動の現状

アメリカでは従来からボランティア活動が盛んであったが、2001年9月11日の同時多発テロ、および、数々の大規模なハリケーンによる被害を経験する中で、2002年以降、国民のボランティア活動への参加が高まっている。

### (1) ボランティア活動の実態

労働省労働統計局(BLS)は毎年9月のCurrent Population Survey (CPS)<sup>i</sup>においてボランティアに関する統計をとっている(対象は16歳以上の男女)。2007年1月10日の労働省の“News”には、2002～2006年までの統計を整理・分析したデータがまとめられた<sup>ii</sup>。この調査報告書に基づいて、アメリカのボランティア活動の実態を整理した。

#### 1) ボランティア活動者数(人口に占める割合)の推移

2002年9月～2005年9月までの間、16歳以上のボランティア活動者数は毎年増加したが、2006年9月の調査結果では61,199千人と若干の減少となった。しかし、16歳以上人口に占める割合は、27～29%程度で推移している。

2006年9月のボランティア活動者数の内訳を見ると、男性(25,546千人、23.0%)よりも、女性(35,653千人、30.1%)のほうが活動者数・人口に占める割合ともに多くなっている。年齢別に見ると、35～44歳が13,308千人(31.2%)、45～54歳が13,415千人(31.2%)と3割を超えて高くなっている。学歴によってもボランティア活動への参加状況は異なっており、大卒(15,196千人、30.9%)、院卒(23,808千人、43.3%)と最終学歴が高いほどボランティア活動を行っている。

図表 3-1-3 ボランティア活動者数(16歳以上)、人口に占める割合の推移

	2002年9月	2003年9月	2004年9月	2005年9月	2006年9月
人数(千人)	59,783	63,791	64,542	65,357	61,199
割合(%)	27.4	28.8	28.8	28.8	26.7

(資料) 労働省労働統計局“Volunteering in the United States 2006”

<sup>i</sup> CPSは労働・雇用の状況を調べるため全米に6万世帯のサンプルを持っており、これを活用した統計である。

<sup>ii</sup> この調査報告書には、全米だけでなく、州ごとのデータが記載されている。

図表 3-1-4 ボランティア活動者数の内訳(2006年)

(単位:千人、%)

属性		人数	人口に占める割合
全体(16歳以上)		61,199	26.7
性別	男性	25,546	23.0
	女性	35,653	30.1
年齢	16～24歳	8,044	21.7
	25～34歳	9,096	23.1
	35～44歳	13,308	31.2
	45～54歳	13,415	31.2
	55～64歳	8,819	27.9
	65歳以上	8,518	23.8
最終 学歴	高卒未満	2,615	9.3
	高卒	11,537	19.2
	大卒	15,196	30.9
	院卒	23,808	43.3
就業 状況	フルタイム勤務(注1)	32,951	27.3
	パートタイム勤務(注2)	8,910	35.5
	無職	1,718	23.8
	非労働力人口	17,621	23.1

(注1) 全ての職種で週に35時間以上働いている人、(注2) 全ての職種で週に35時間未満の労働の人。

(資料) 労働省労働統計局“Volunteering in the United States 2006”

## 2) ボランティア活動時間数

年間活動時間の分布を見ると、100～499時間が28.6%と最も多くなっている。一方、50時間未満の割合が合計で46.0%になっており、短時間であってもなんらかのボランティア活動を行っている人も多いことがわかる。

図表 3-1-5 年間活動時間数(2006年)

全数	1～14時間	15～49時間	50～99時間	100～499時間	500時間以上	無回答	中央値
61,199千人 100.0%	21.1%	24.9%	14.7%	28.6%	5.6%	5.2%	52時間

(資料) 労働省労働統計局“Volunteering in the United States 2006”

## 3) 活動分野

活動分野では、宗教に関するボランティア活動をしている人の割合が35.0%と最も多く、次いで、教育、若者向けサービスの分野での活動をしている人が26.4%、地域社会へのサービス分野での活動をしている人が12.7%となっている。



図表 3-1-6 活動分野(2006年)

活動分野	割合(%)
政治、専門分野、国際	6.1
教育、若者向けサービス	26.4
環境、動物保護	1.6
病院、健康	8.1
防犯	1.3
宗教	35.0
地域社会へのサービス	12.7
スポーツ、趣味、文化、芸術	3.7
その他	3.4
不明	1.5

(資料) 労働省労働統計局“Volunteering in the United States 2006”

#### 4) 活動内容

主な活動先で行っている活動内容は様々である。中でも、「資金調達、販売」が 10.9%、「教えること、指導」が 10.8%と多くなっている。

図表 3-1-7 主な活動先で行っている活動内容(2006年)

活動内容	割合(%)
スポーツチームのコーチ、審判、監督	5.8
教えること、指導	10.8
若者のメンター(相談相手、助言者)	5.5
案内、歓迎、代理など	4.2
食事の準備、配達、提供など	8.8
食事以外の衣類や物品の収集、分配など	3.2
資金調達、販売	10.9
カウンセリング、医療等	2.9
一般的な事務	4.5
専門的な仕事、管理職としての仕事(理事を含む)	8.1
音楽や芸術に関する活動	4.3
移送手段の提供などの一般的な力仕事	7.9
その他	14.0

(資料) 労働省労働統計局“Volunteering in the United States 2006”

## 5) ボランティア活動を始めたきっかけ

現在ボランティア活動を行っている主な団体で活動を始めたきっかけを見ると、自分自身で団体に出向いた人が 40.8%、誰かから頼まれて活動を始めた人が 43.3%とほぼ同じ水準である。誰かから頼まれた人の中では、ボランティア活動をしている団体の人から頼まれた場合が 26.5%と最も多くなっている。

図表 3-1-8 ボランティア活動を始めたきっかけ(2006年)

活動内容	割合(%)
自分自身で団体に出向いた	40.8
誰かから頼まれた	43.3
上司や雇用者から頼まれた	1.4
親族、友人、同僚から頼まれた	14.2
その団体の人から頼まれた	26.5
その他	1.1
その他	13.5
不明	2.3

(資料) 労働省労働統計局”Volunteering in the United States 2006”

## (2) 青少年のボランティア活動の実態

青少年のボランティア活動について、CNCS が国勢調査局、インディペンデント・セクター<sup>i</sup>の協力を得て 2005 年 1～3 月に実施した調査結果<sup>ii</sup>が「YOUTH HELPNIG AMERICA ～ Building Active Citizens: The Role of Social Institutions in Teen Volunteering (2005 年 11 月)」<sup>iii</sup>にまとめられている。なお、この調査は、前述の 16 歳以上のボランティアに関する調査と同じ設問を用いている。この報告書に基づいて青少年のボランティア活動の実態を整理した。

### 1) 青少年のボランティア活動者数

2004 年に正式な組織を通じて(あるいはその組織のために)ボランティア活動を行った青少年(12～18 歳)は 55%であった。この割合を用いて推計すると、全米の 1,550 万人のティーンエージャー(13～19 歳)がボランティア活動を経験したことになる。

図表 3-1-9 2004 年にボランティア活動をした青少年

ボランティア活動をした	55%
ボランティア活動をしなかった	45%

(資料) CNCS ”YOUTH HELPNIG AMERICA(2005 年 11 月)”

<sup>i</sup> Independent Sector は、NPO や財団等で構成される会員組織で、全米の NPO 等を支援するために 1980 年代に組織された。いわゆる、NPO の業界団体である。全国規模で活動する大規模団体を中心に 575 団体の NPO 等が会員であり、調査研究も行われている。

<sup>ii</sup> 全米の 12～18 歳までの青少年 3,178 人に対して調査を実施したもの。

<sup>iii</sup> 「YOUTH HELPNIG AMERICA」の報告書はシリーズになっており、2006 年 3 月には学校で行われるコミュニティ・サービスに焦点をあてた同名の報告書(副題が Education for Active Citizenship: Service-Learning, School-Based Service and Youth Civic Engagement)が出されている。

## 2) 活動頻度

本調査では、活動頻度を把握するために、3つの分類を設けている。①たまにボランティア活動に参加している青少年(調査時点から過去1年間に2週間以下のボランティア活動をした人)、②時折参加している青少年(調査時点から過去1年間に3～11週間のボランティア活動をした人)、③定期的に活動している青少年(調査時点から過去1年間に12週間以上のボランティア活動をした人)である。各々27%、35%、39%の割合である。

定期的にボランティア活動を行っている青少年の約半数は、1週間に1～2時間程度の活動をしている。時折ボランティア活動をしている青少年は、定期的に参加している青少年に比べて、3時間以上の活動時間が多くっており、まとまった時間のボランティア活動をしている様子が伺える。

図表 3-1-10 活動頻度ごとの割合

活動頻度ごとの類型	割合
たまに参加している青少年(過去1年間に2週間以下の活動)	27%
時折参加している青少年(過去1年間に3～11週間の活動)	35%
定期的に参加している青少年(過去1年間に12週間以上の活動)	39%

(資料) CNCS "YOUTH HELPNIG AMERICA (2005年11月)"

図表 3-1-11 活動頻度ごとの1週間の活動時間

	1週間の活動時間			
	1～2時間	3～5時間	6～10時間	10時間超
たまに参加している青少年	33%	35%	20%	12%
時折参加している青少年	39%	34%	15%	12%
定期的に参加している青少年	51%	28%	13%	9%

(資料) CNCS "YOUTH HELPNIG AMERICA (2005年11月)"

## 3) 家族の活動状況の影響

青少年のボランティア活動に家族の影響は大きい。特に、親が活動している場合に定期的に参加している青少年の割合が多くなっている。両親ときょうだいが活動するなど、家族全体がボランティア活動に参加している家庭では、定期的に参加している青少年の割合が47%、時折参加が27%、たまに参加が12%、活動していないは14%である。

図表 3-1-12 家族の影響と活動頻度

家族のボランティア活動の状況	活動頻度ごとの類型			
	定期的に参加	時折参加	たまに参加	活動していない
両親と少なくとも一人のきょうだいが活動をしている	47%	27%	12%	14%
両親が活動をしている(きょうだいはしていない)	36%	21%	21%	22%
親の一人と少なくとも一人のきょうだいが活動をしている	35%	24%	15%	26%
一人の親が活動をしている(きょうだいはしていない)	21%	25%	18%	36%
親は活動をしていないが、きょうだいの少なくとも一人は活動している	19%	19%	16%	46%
親・きょうだいは活動していないが、祖父母のうち一人が活動している	20%	16%	12%	52%
親・きょうだい・祖父母の誰もが活動していない	11%	15%	12%	62%

(資料) CNCS "YOUTH HELPNIG AMERICA (2005 年 11 月)"

#### 4) 中学生・高校生別の参加状況

中学生よりも高校生のボランティア活動への参加が高くなっている。

図表 3-1-13 中学生・高校生別ごとの活動頻度

	活動頻度ごとの類型			
	定期的に参加	時折参加	たまに参加	活動していない
中学生	15%	17%	17%	52%
高校生	24%	20%	14%	42%

(資料) CNCS "YOUTH HELPNIG AMERICA (2005 年 11 月)"

#### 5) 学業成績別の参加状況

学業の成績との関連を聞いた設問では、GPA (Grade Point Average) レベルが高いほど、ボランティア活動に参加しており、定期的に参加している割合が高くなっている。

図表 3-1-14 GPA ごとのボランティア活動の参加状況

GPA レベル	活動頻度ごとの類型			
	定期的に参加	時折参加	たまに参加	活動していない
A or A+ の成績の青少年	29%	27%	13%	30%
A- / B+ の成績の青少年	26%	18%	15%	41%
B の成績の青少年	21%	17%	16%	47%
B- / C+ の成績の青少年	11%	16%	12%	60%
C or lower の成績の青少年	9%	15%	12%	64%

(資料) CNCS "YOUTH HELPNIG AMERICA (2005 年 11 月)"

### (3) 大学生のボランティア活動の実態

2001年9月11日の同時多発テロ以降、多くの大学生が様々な分野でのボランティア活動に参加し、復興を支えてきた事実を背景として、CNCSは、大学生<sup>i</sup>のボランティア活動に大きな期待を寄せている。2010年までには大学生のボランティア活動者数を500万人に増加させることが目標とされている。この目標の達成に取り組むために、まず実態を把握するための調査報告書「COLLEGE STUDENTS HELPING AMERICA(2006年10月)」を作成した。この報告書は、前述の労働省労働統計局(BLS)のCurrent Population Survey(CPS)におけるボランティアに関する統計(対象は16歳以上の男女)を活用している。この調査報告書に基づいて、アメリカの大学生のボランティア活動の実態を整理した。

#### 1) ボランティア活動者数

大学生のボランティア活動者数は、2002年以降、毎年増加しており、2004年および2005年は330万人に達している。

年代別の割合と比較すると、同じ年代(16～24歳)では大学生のほうがボランティア活動をしている割合が若干高い。

図表 3-1-15 大学生のボランティア活動者数(推計値)

	2002年	2003年	2004年	2005年
大学生のボランティア活動者数	270万人	300万人	330万人	330万人

(資料)CNCS "COLLEGE STUDENTS HELPING AMERICA(2006年10月)"

図表 3-1-16 2005年のボランティア活動者数の内訳

年代	活動者数の割合
大学生(16～24歳)	30.2%
成人全体	28.8%
16～24歳	24.4%
25～34歳	25.3%
35～44歳	34.5%
45～54歳	32.7%
55～64歳	30.2%
65歳以上	24.8%

(資料)CNCS "COLLEGE STUDENTS HELPING AMERICA(2006年10月)"

<sup>i</sup> 調査時点で16～24歳であり、かつ、高等教育機関に所属している者。

## 2) 活動頻度

青少年のボランティア活動の実態把握と同様に、活動頻度の3類型ごとに割合が把握されている。大学生は定期的にボランティア活動に参加している人の割合が44.1%と高い。

図表 3-1-17 活動頻度ごとの割合

活動頻度ごとの類型	割合
たまに参加している大学生	27.0%
時折参加している大学生	28.9%
定期的に参加している大学生	44.1%

(資料)CNCS " COLLEGE STUDENTSHELPING AMERICA (2006年10月)"

注:たまに参加:調査時点から過去1年間に2週間以下のボランティア活動をした大学生

時折参加:調査時点から過去1年間に3~11週間のボランティア活動をした大学生

定期的に参加:調査時点から過去1年間に12週間以上のボランティア活動をした大学生

## 3) 活動時間

2005年の年間の活動時間は、15~49時間が27.0%、100~499時間が24.4%、1~14時間が22.7%となっている。

図表 3-1-18 活動時間

	1~14 時間	15~49 時間	50~99 時間	100~499 時間	500時間 以上
大学生のボランティア活動者	22.7%	27.0%	15.2%	24.4%	2.7%

(資料)CNCS " COLLEGE STUDENTSHELPING AMERICA (2006年10月)"

## 4) 活動分野

教育・若者向けサービスが31.6%、宗教が23.4%、地域へのサービスが16.3%と多い。

図表 3-1-19 活動分野

活動分野	大学生全体(%)	男性(%)	女性(%)
政治、専門分野、国際	5.4	5.6	5.2
教育、若者向けサービス	31.6	33.6	30.2
環境、動物保護	2.0	1.9	2.1
病院、健康	10.5	9.3	11.4
防犯	1.2	1.5	1.0
宗教	23.4	22.0	24.3
地域社会へのサービス	16.3	14.8	17.3
スポーツ、趣味、文化、芸術	3.2	4.5	2.3
その他	4.1	4.0	4.1
不明	2.3	2.8	2.0

(資料)CNCS " COLLEGE STUDENTSHELPING AMERICA (2006年10月)"

## 5) 活動内容

主な活動先で行っている活動内容の上位は次図表の5項目である。教えること・指導やメンターについては、男性よりも女性の割合が高い。男性の割合が女性より高いのは、移送手段の提供などの一般的な力仕事である。

図表 3-1-20 主な活動先で行っている活動内容

活動内容	大学生全体(%)	男性(%)	女性(%)
教えること、指導	26.6	21.0	30.4
若者のメンター(相談相手、助言者)	23.8	20.5	26.0
資金調達、販売	23.1	21.5	24.2
食事の準備、配達、提供など	20.5	20.4	20.6
移送手段の提供などの一般的な力仕事	19.9	26.0	15.7

(資料)CNCS ” COLLEGE STUDENTSHELPING AMERICA(2006年10月)”

## (4) NPOの実態

ボランティア活動の受け皿であるNPOの実態について、The Nonprofit Sector in Brief Facts and Figures from Nonprofit Almanac 2007(National Center for Charitable Statistics at the Urban Institute)の報告書から概観する。

この報告書によると、アメリカの内国歳入庁(Internal Revenue Service ; IRS)に登録されているNPOは約140万団体であり、そこには、病院、福祉サービスを提供する団体、政策提言をする団体、商工会議所などの目的や規模が様々なものが含まれている。これらを総じて「非営利セクター」と呼んでいる。非営利セクターは、アメリカ国内総生産の5.2%、全米の賃金・給与支払額の8.3%を占めると推計されている。このセクターは、ボランティア活動と慈善寄付の二つの大きな柱によって支えられている。2005年には、個人、企業、および財団が合計で2,600億ドルの寄付を非営利セクターに行い、全米の28.8%の人々(16歳以上)がNPO等の組織でボランティア活動を行った。

### 1) NPO

アメリカのNPOは、法人格で区別されるのではなく、内国歳入法501(c)(3)条項の“public charities(公益団体)”に該当する免税団体を指す。501(c)(3)免税団体には、芸術、教育、健康、福祉等が含まれる<sup>i</sup>。さらに、私立財団も含まれる。

これらの501(c)(3)免税団体のほかに、社交やレクリエーションを目的とした団体、貿易協会、労働組合、退役軍人会、政策提言や代弁活動等を行う団体などもNPOであるとされているが、これらの団体は、公益ではなく、狭い範囲の人々の共益を実現するための団体であるとみなされ、一般的には免税は適用されない。

<sup>i</sup> アメリカには約35万の宗教団体があり、これらも公益団体に該当すると考えられている。しかし、宗教団体は内国歳入庁(IRS)から登録を義務付けられてはいないため、501(c)(3)免税団体には35万団体全てが入っていない。35万の宗教団体のうち、約半分程度がIRSに登録していると考えられている。

## 2) 規模

2005年時点の501(c)(3)免税団体のうち、公益団体の数は845,233、私立財団数は103,880である。501(c)(3)免税団体だけでも相当数の団体が活動しており、アメリカのNPOの厚みを示している。

図表 3-1-21 アメリカの非営利セクターの概観(2004～2005年)

分類	団体数
501(c)(3)免税団体の公益団体	845,233
501(c)(3)免税団体の私立財団	103,880
その他のNPO	464,595
合計	1,413,708

(資料) The Nonprofit Sector in Brief Facts and Figures from Nonprofit Almanac 2007  
(National Center for Charitable Statistics at the Urban Institute)

## 3) 活動分野

501(c)(3)免税団体の公益団体の活動分野をみると、福祉分野の団体が全体の34.5%と最も多くなっている。次いで、教育分野が17.7%、健康分野が12.9%である。

図表 3-1-22 活動分野ごとの公益団体数(2004年)

分類	割合(%)
芸術、文化、人文	10.7
教育	17.7
高等教育	0.6
その他	17.2
環境、動物保護	3.9
健康、ヘルスケア	12.9
病院、診療所	1.1
その他	11.9
福祉、対人サービス	34.5
国際協力、交流	1.9
公益、社会的利益	11.8
宗教関係	5.9
分類不能	0.6

(資料) The Nonprofit Sector in Brief Facts and Figures from Nonprofit Almanac 2007  
(National Center for Charitable Statistics at the Urban Institute)



#### 4) 収入の状況

501(c)(3)免税団体の公益団体の収入の構成は、事業収入<sup>i</sup>が 70.9%と大半を占め、個人や企業からの寄付が 12.5%、政府からの補助金が 9.0%などとなっている。

図表 3-1-23 公益団体の収入内訳(2004年)

分類	割合(%)
個人、企業からの寄付	12.5
政府からの補助金	9.0
事業収入	70.9
投資収益、資産収益	3.9
その他	3.7

(資料) The Nonprofit Sector in Brief Facts and Figures from Nonprofit Almanac 2007  
(National Center for Charitable Statistics at the Urban Institute)

#### (5) ボランティア活動のマッチング機能 ～身近なボランティアセンター～

アメリカには、希望する人にボランティア活動の機会を提供するマッチング機能を果たす組織が身近に存在している。それは、地域ごとに所在するボランティアセンターである。

ボランティア活動を行いたい人は、地域の NPO に直接申込むか、あるいは、身近なボランティアセンターに出向いて自分にふさわしい活動を紹介してもらう。ボランティアの募集は、NPO 自身もマスメディア、機関誌、イベント等を通じて独自に行っているが、地域のボランティアセンターには地元のコミュニティ・サービスやボランティア活動についての情報が集積している。

##### 1) 運営形態

ボランティアセンターは、それ自体が独立した NPO であるもの、行政組織の一部であるもの、ユニテッド・ウェイ<sup>ii</sup>の一部であるもの、大学の一部であるもの<sup>iii</sup>など、運営形態は様々である。また、大学の就職センターも、学生にインターンシップの受け入れ先 NPO を紹介するなどのマッチング機能を担っている<sup>iv</sup>。

NPO はボランティアセンターに低額の年会費を支払って登録し、活動に必要なボランティアを紹介してもらっている。また、ボランティアセンターには、CNCS、民間助成財団、地方政府等が支援している。CNCS は、シニアコア、アメリコア、Learn and Serve America の3つの主要なプログラムにボランティアの参加が欠かせないことから、従来から、全米の様々なボランティアセンターと協力関係を構築し、資金援助を行っている。

<sup>i</sup> 行政等からの事業委託による収入も事業収入に含まれる。

<sup>ii</sup> 全米規模の寄付金収集・再分配機関。日本の中央募金と似ている。

<sup>iii</sup> メリーランド州立大学の通学生および地域活動部では、学生がボランティア活動を希望する場合にふさわしい NPO を紹介するなどのボランティアセンター機能を持っている。

<sup>iv</sup> アメリカの企業は学業の成績に加えて、ボランティア活動やコミュニティ・サービスの経験を重要視する。就職までに様々な社会経験を積み、それを履歴書に記載することによって就職活動が有利になるため、就職センターがボランティア活動等の斡旋を積極的に行う。

ポインツ・オブ・ライト財団では、全国のボランティアセンターに、情報提供、コンサルティング、研修機会の提供、立ち上げ支援などの幅広い支援を行っている。

## 2) 役割

ボランティアセンターは、ボランティア活動に参加したい人とボランティアを必要としている NPO の間の調整を行うこと、NPO のボランティア・コーディネーターのネットワークづくりを行うこと、ボランティア募集キャンペーンを実施することなどを行っている。

## 3) 規模

全米のボランティアセンターの支援を行っているポインツ・オブ・ライト財団<sup>i</sup>によると、ボランティアセンターは全米の 6 割の人口をカバーする配置になっている。ボランティアセンターの規模は、非常勤職員が1名のところから常勤職員を 40 名以上も擁するものまで多様である。

図表 3-1-24 全米のボランティアセンターの概要

ボランティアセンター数	360 カ所
フルタイムのスタッフ数	1,198 人
ボランティアセンターが支援できる人口数	172,143,451 人
ボランティア活動の機会の登録数	1,380,710 件
接点を持っているボランティア数	2,463,430 人

(資料) Volunteer Center National Network (ポインツ・オブ・ライト財団の HP)

## (6) ボランティア・マネジメントとボランティア・コーディネーター

NPO にボランティアを受け入れるスキルと経験があることが、アメリカのボランティア活動が盛んな理由の一つである。通常、NPO は、ボランティアの受け入れを次のように行う。

### 1) ボランティア・マネジメント

NPO には団体の使命であるミッション・ステートメント(Mission Statement)が策定されている。ミッション・ステートメント自体は理念を表現したもので、抽象的であることが多い。これに基づいて、ボランティアに行ってもらいたい具体的な活動内容を職務内容記述(job description)<sup>ii</sup>として作成する。NPO 全体の仕事を把握し、その中からボランティアに任せる仕事を見出し、あるいは、ボランティアでも対応できるように仕事の内容を組み替えていくなどの力量が必要とされる。

職務内容記述に基づいて、ボランティアの募集が行われる。職務内容記述を見て応募してきたボランティアは、NPO のスタッフとの面接を経て、採用が決定される<sup>iii</sup>。採用後は、オリエンテ

<sup>i</sup> National and Community Service Act of 1990 によって設置された財団であり、全国の NPO、教育機関、企業、政府等と協力しながら、全国のボランティア活動の振興に携わっている。

<sup>ii</sup> 職務内容記述はアメリカの企業でも一般的に作成されており、職位・職種ごとに仕事の内容を詳しく記述した文書である。

<sup>iii</sup> 場合によっては、何かをさせてほしいという漠然とした希望の段階で募集してきたボランティアを NPO のスタッフが面接し、この人にはこういった仕事をしておうと職務内容記述を面接後に作ることもある。

ーションや、NPO のスタッフや先輩のボランティアによる研修・訓練が実施される。ボランティアとして活動を開始した後も、NPO のスタッフは、ボランティアの活動を管理し、評価し、必要に応じて補充と再配置等の調整を行う。ボランティア活動に労働報酬としての対価を支払うことはしないため、ボランティアに感謝する集いを開催したり、感謝状等を贈り活動を讃えるなどして、非経済的な対価をボランティアに返していくことにも配慮がなされている。こうしたプロセス全体をボランティア・マネジメントといい、多くの NPO には、ボランティアに関することを専門に担当するボランティア・コーディネーター、あるいは、ボランティア・マネジャーが配置されている。

## 2) ボランティア・マネジメントに関する学習機会や資格認定

ボランティア・マネジメントを習得する機会は、大学、NPO の経営を支援する NPO、各地のボランティア・マネジャー協会などで提供され、書籍も多く出版されている。

### a. ポイント・オブ・ライト財団

ポイント・オブ・ライト財団は、会員団体用にボランティア・マネジメントを習得するための教材を提供している。これは、次図表の通り、6コースから構成されており、各々のコースは4時間程度で習得できるように設計されている。会員団体専用の教材で、1セットあたり 300ドルである。

図表 3-1-25 ポイント・オブ・ライト財団の教材”Volunteer Management Trainings Series”の概要

コース	テーマ	内容
1	ボランティア活動の理解	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ アメリカにおけるボランティア活動の動向</li> <li>✓ 効果的なボランティア活動プログラムの特徴</li> <li>✓ ボランティアの活動意欲のモデル</li> </ul>
2	ボランティア・プログラムの計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 基本的なニーズ調査</li> <li>✓ ボランティアに依頼する仕事づくり</li> <li>✓ 目的、方針、予算づくり</li> </ul>
3	ボランティアの募集と採用	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 募集計画の策定</li> <li>✓ 活躍の機会がないボランティアの活用</li> <li>✓ 適材適所のためのボランティアとの面接</li> </ul>
4	ボランティアのオリエンテーリングと研修	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ どんな研修が必要かを把握する</li> <li>✓ 研修の組み立て</li> <li>✓ 効果的な研修の実施</li> </ul>
5	ボランティアの監督	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ ボランティアへの期待を明確に伝える</li> <li>✓ 異なる活動意欲を持っている人々を、どう監督し、評価するか</li> <li>✓ ボランティアへの感謝の機会のづくり方</li> </ul>
6	ボランティア・プログラムの評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 何を評価するか決定</li> <li>✓ ボランティアの満足度、マネジメントの状況、成果の評価方法</li> <li>✓ 評価情報の活用</li> </ul>

(資料) ポイント・オブ・ライト財団の HP より。

## b. ワシントン州立大学

ワシントン州立大学では、基本コースと応用コースの2種類のボランティア・マネジメントの認定プログラムを実施している。

基本コースは、ボランティアの採用、訓練、監督、評価と感謝の4コースから構成されており、いずれもインターネットを通じて web 上で学習することができる。

応用コースは、一時的あるいは不定期に活動するボランティアの組織化と管理、リスク管理、成果指標を志向したボランティア・プログラムの作成などから成り、基本コースと同様に web 上で学習することができる。

## c. Council for Certification in Volunteer Administration (CCVA)

ボランティア管理資格認定協会 (Council for Certification in Volunteer Administration; CCVA) は、ボランティア・マネジメントの能力を認定するプログラムである Certified in Volunteer Administration (CVA)を運営している NPO である。

CVA は 1980 年代前半から開始された国際的なプログラムであり、2000 年までにアメリカとカナダの両国で 400 人が資格認定を受け、さらに、2006 年 8 月までに 255 人のボランティア・マネジメントの専門家を資格認定した。

なお、CVA は、以前は Association for Volunteer Administration (AVA)によって運営されていた。AVA が資金繰り悪化のために活動を停止した後、2006 年に CCVA が設立され、AVA に代わって CVA を運営することとなった。

CVA は、個人にボランティア・マネジメントのノウハウを教えるためのものではなく、現場で活躍する実践家のプロを認定することを目的としており、ボランティア・マネジメントの専門家としての基本、リーダーシップ、組織経営力、計画力、人的資源のマネジメント力が備わっていることを証明するためのものである。このため、ボランティア・マネジメントの現場での実績が重要視され、受験者は課題を構造化する力、アイデアを創造する力、課題解決能力が試される。CVA の資格認定は5年間有効であり、その後も資格認定を受けるためには再受験が必要である。

CVA の試験は、次図表の通り、知識をみるもの、実践力をみるものの2つのパートから成っている。

図表 3-1-26 Certified in Volunteer Administration (CVA)の試験内容

パート	内容
パート I . 書類審査	<ul style="list-style-type: none"><li>✓ 基本的な考え方についての記述(500 文字以内)</li><li>✓ ボランティア・マネジメントの体験について、CCVA が重要視する中核的な能力(ボランティア・マネジメントの専門家としての基本、リーダーシップ、組織経営力、計画力、人的資源のマネジメント力)の観点から記述(1,500 文字以内)</li><li>✓ 上記の2つについて、CCVA の評価基準に基づいて、ボランティア・マネジメントの専門家たちの査読・評価を実施して審査する。</li></ul>

パート	内容
パートⅡ. 試験	✓ ケーススタディに基づいた80問の選択肢式の質問(試験監督付きで2時間。受験者は適切な試験監督官を見つけなければならない。)

(資料) CCVA “Certified in Volunteer Administration CANDIDATE HANDBOOK 2007” より。

試験に合格した者は、次図表の資格要件を満たした後に、CCVA に CVA の資格認定者として登録する。登録料は235ドルである<sup>i</sup>。

**図表 3-1-27 Certified in Volunteer Administration (CVA)の資格要件**

1. 最低3ヶ月間(あるいは、これに相当する期間)、ボランティア・マネジメントの実地経験があること。有給、無給を問わない。
2. 受験者の現在の仕事内容の最低30%は、ボランティア・マネジメントに関連するものであること。
3. 受験者の上司や同僚などの専門家からの推薦状が2通以上あること。

(資料) CCVA “Certified in Volunteer Administration CANDIDATE HANDBOOK 2007” より。

### 3. ボランティア活動に関する制度の概要

#### (1) 法律

##### 1) 連邦政府による社会奉仕活動の振興策の経緯

1961年にケネディ大統領によって、開発途上国に対してアメリカの青年が援助活動を行う「平和部隊(Peace Corps)」が設立された。

1965年には、Economic Opportunity Act of 1964に基づき、平和部隊の国内版として、アメリカの青年が国内の貧困者への援助活動を行う「ビスタ(VISTA, Volunteers in Service to America)」というボランティア活動プログラムが創設された。

1970年代には、国内ボランティア法(Domestic Volunteer Service Act)が制定され、VISTA、平和部隊、「退職高齢者ボランティア・プログラム(RSVP, Retired Senior Volunteer Program)」(1971年に創設)などは、国内のボランティア活動の総合的推進を図る政府機関アクション(ACTION)に吸収されることとなった。

その後、1990年に National and Community Service Act of 1990 が、1993年には National and Community Service Trust Act of 1993 が制定され、連邦政府がボランティア活動を行うプログラムに助成することができるようになった。この助成を担当し、全米のボランティア活動を振興する機

<sup>i</sup> 6ヶ月間の登録期間が設定されているが、前半の3ヶ月間に登録した人には早期割引制度があり、登録料は185ドルでよい。

関として、新たに、Corporation for National Service (CNS)が設置された。

また、1997年にThe Volunteer Protection Actが制定され、ボランティア活動中の事故においてのボランティア活動者の責任範囲が規定された。

#### a. Domestic Volunteer Service Act で規定されている項目

この法律は、国民が自発的に参加するボランティア活動の振興プログラムについて規定している。

**図表 3-1-28 アメリカ合衆国法典 42 公共衛生および社会福祉 66 章 国内ボランティア活動**

第1節	全米ボランティア・貧困絶滅プログラム
A.	ビスタ(VISTA)
B.	ビスタのための大学イヤー
C.	特別ボランティア・プログラム
第2節	全米シニアコア
A.	退職者・高齢者ボランティアプログラム(RSVP)
B.	フォスター・グランドペアレント・プログラム
C.	シニア・コンパニオン・プログラム
D.	一般規定・予算総則
E.	デモンストレーション・プログラム
第3節	小規模ビジネスを支援するボランティア・プログラムおよび勤労者によるボランティア活動の振興
第4節	管理と協力
第5節	歳出当局
第6節	青少年プロジェクト

(資料) <http://www4.law.cornell.edu/uscode/>

#### b. National and Community Service Act of 1990

National and Community Service Act of 1990 が制定され、国民のボランティア活動への参加を促進するために、Corporation for National Service(CNS)やポイント・オブ・ライト財団(Points of Light Foundation)などの振興機関の設置が謳われた。この法律によって、連邦政府が、CNCS を通じて、州政府、ポイント・オブ・ライト財団などに対して、ボランティア活動の振興のために補助金を出すことができるようになった。この法律の目的は、次の通りである。

**図表 3-1-29 National and Community Service Act of 1990 の法律の目的**

- |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ol style="list-style-type: none"><li>① 人道、教育、環境、社会の安全におけるアメリカ社会のニーズに、既存の労働者をシフトすることなしに、対応する。</li><li>② 市民としての責任や全国のコミュニティの精神に関する倫理を刷新する。</li><li>③ ナショナル・サービスの実践を通じて自己の能力を向上させ高等教育の機会や職業訓練の機会を追求した個人を表彰することによって教育機会の拡充を図る。</li><li>④ 年齢、収入、障害の有無にかかわらず、アメリカの市民が、フルタイムあるいはパートタイムのナショナル・サービスに参加することを奨励する。</li><li>⑤ 政府の無駄を排除し、地域に根ざしたイニシアティブを支援する。また、成果に対して数値化</li></ol> |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

が可能な目標を求めるが、この目標の達成には柔軟な対応を提供する。

- ⑥ 参加者やコミュニティにとって目に見える利益が得られるようなナショナル・サービス・プログラムを構造的に提供し、既存のナショナル・サービス・プログラムを拡充する。
- ⑦ 連邦政府・州政府・地元レベルの既存のナショナル・サービスの基盤を拡充し、全ての市民に対して、フルタイムあるいはパートタイムのナショナル・サービスの実践の機会を提供する。
- ⑧ この法律によってナショナル・サービス・プログラムが実施されるコミュニティに実質的な利益を提供する。

(資料) National and Community Service Act , Sec.12501.Findings and purpose (b)Purpose より

### <法律制定をめぐる議論>

なお、法律制定の審議の過程で、コミュニティ・サービスに対して政府が関与することによりボランティア精神が損なわれるのではないかという反対意見があった。しかし、青少年の多くが市民としての責任よりも個人の権利を重要視し、また、地域社会をよりよくすることよりも仕事や家庭などの個人生活の充実に価値をおいているとの調査結果が出され、「ボランティア精神は、教育システムなどを通じて制度的に取り組む必要がある」との賛成意見が支持され、可決された<sup>i</sup>。

図表 3-1-30 議会での賛成論と反対論

#### 【賛成意見】

- アメリカの市民としての責任感を再び活性化することができる。
- 青少年のチャンス、特に障害をもった青少年にチャンスを提供できる。
- サービス・ラーニングを通じて教育システムの改革ができる。サービス・ラーニングでは、教室で学んだ知識をコミュニティ・サービスに適用できる。
- 政府による諸手当の代わりにするものをつくることができる。

#### 【反対意見】

- 有償ボランティア、すなわちフルタイムでサービスに従事している間の生活費に対する俸給は、アメリカのボランティア精神を損なうものだ。
- ボランティア活動を行った者に対する奨学金の支給は、既存の連邦学生経済援助プログラムを危うくする。
- 民間でのサービス従事という選択肢が可能となったら、軍隊の新規採用がもっと困難になるだろう。
- サービスは、民間のあるいは地方政府の扱うべきことであり、連邦政府がかかわることではない。

(資料) 総務庁青少年対策本部「諸外国における青少年施策等に関する実態調査報告書」より

### c. National and Community Service Trust Act of 1993

1993年に、National and Community Service Act of 1990の一部が改正され(National and Community Service Trust Act of 1993)、Corporation for National Service (CNS)の創設、すべての国民に対するコミュニティ・サービスの機会の充実、これらの活動に参加した人々への表彰な

<sup>i</sup> 渡辺由美子「米国におけるボランティア振興法について」『地域福祉とボランティア活動の今後』全国社会福祉協議(1991年)より。

どの施策の実施が定められた。

この改正によって、アクション(ACTION)やホワイトハウスのボランティア活動担当部署などが Corporation for National Service(CNS)に吸収されることとなった。CNS は、現在、Corporation for National and Community Service(CNCS)と名称変更されている。

また、National and Community Service Act of 1990 および National and Community Service Trust Act of 1993 によって、初めて、サービス・ラーニングという概念が法的に位置付けられた。

図表 3-1-31 アメリカ合衆国法典 42 公共衛生および社会福祉  
129 章 ナショナル・アンド・コミュニティ・サービス

所見と目的
第1節 ナショナル・アンド・コミュニティ・サービス助成プログラム
A. 一般規定
B. 学校ベースおよびコミュニティ・ベースのサービス・ラーニング・プログラム
1. サーブ・アメリカ・プログラム(Serve-America Programs)
a. 学生のための学校ベースのプログラム
b. 就学年齢の子どものためのコミュニティ・ベースのプログラム
2. 高等教育におけるコミュニティ・サービスの革新的なプログラム
C. ナショナル・サービス・トラスト・プログラム
1. ナショナル・サービスへの投資
2. 申請と審査方法
3. ナショナル・サービスへの参加者
D. ナショナル・サービス・トラストおよびナショナル・サービスの教育的表彰
E. シビリアン・コミュニティ・コア
F. 執行に関する規定
G. コーポレーション・フォー・ナショナル・アンド・コミュニティ・サービス(CNCS)
H. 質の向上と革新のための投資
I. アメリカン・コンサベーションおよび青少年サービスコア
J. 雑則
第2節 ポイント・オブ・ライト財団
第3節 フード・ドネーション
第4節 歳出当局

(資料) <http://www4.law.cornell.edu/uscode/>

#### d. The Volunteer Protection Act

この法律は、1997 年に制定されたボランティアを保護するための法である。連邦政府の多様な社会サービス・プログラムや地域での NPO 活動において、多くのボランティアが活用されている現状を踏まえ、今後もより多くのボランティアの参加を得て、効率的なサービス提供を行っていくために制定された。

議会は、この法律を制定するにあたって、ボランティア活動の結果生じる責任をボランティア個人が負っていることを認識し、個人として過度の責任を負わなければならない状況がボランティア活動への参加意欲を低下させることを懸念した。そこで、ボランティアの責任範囲を明確化



し、かつ、当初目的に沿ったボランティア活動を行っている場合の責任範囲を限定的なものにすることとした。

**図表 3-1-32 The Volunteer Protection Act の法律の目的**

社会サービス・プログラムの受益者や納税者の利益を高め、ボランティアの貢献に依存している社会サービス・プログラム、非営利組織によるサービス、行政サービスの維持を図るため、非営利組織や行政機関のために活動するボランティアを過度の責任負担から保護する。

(資料) <http://www4.law.cornell.edu/uscode/>

**図表 3-1-33 The Volunteer Protection Act によるボランティア保護の内容**

■ 非営利組織や行政機関で活動するボランティアは、以下の場合である限り、活動の結果あるいは活動しなかった結果によって生じた損害の責任を免除される。

① ボランティアが、非営利組織や行政組織の中で定められた責任範囲で活動している、あるいは活動しなかった場合に生じた損害

② ボランティアが、活動に必要な資格を有しており、非営利組織や行政組織の中で定められた責任範囲で活動している、あるいは活動しなかった場合に発生した損害

③ 故意に、あるいは、犯罪的違反行為、重大な過失、無謀な違反行為、甚だしい無関心などの結果、個人の人権や安全に損害を与えたものでない場合

④ ボランティアがバイク、船舶、飛行機などのライセンスが必要なものを運転していなかった場合

■ ボランティア保護の例外

リスク管理や規定の訓練を受けたボランティアが必要とされる活動の場合など

■ ボランティアの責任範囲が限定されない場合

暴力犯罪、テロリズム、人種差別、セクハラ、違反行為などを行った場合

(資料) <http://www4.law.cornell.edu/uscode/>

**図表 3-1-34 アメリカ合衆国法典 42 公共衛生および社会福祉 139 章 ボランティア保護法**

所見と目的

先取等

ボランティアの責任範囲の限定

a. ボランティアの責任範囲に対する保護

b. 非営利組織や行政組織のために活動するボランティアの責任

c. 非営利組織や行政組織の責任の無効について

d. ボランティア保護の例外

e. ボランティア活動によって発生した懲罰的損害賠償における限界

非経済的損失への責任

用語の定義

(資料) <http://www4.law.cornell.edu/uscode/>

## (2) 所轄・担当機関、関連機関

### 1) Corporation for National and Community Service (CNCS)

CNCS は連邦政府の独立行政機関 (independent federal agency) であり、National and Community Service Trust Act 1993 に基づいて各種ボランティア活動プログラムに助成している。

公社 (Corporation) の組織形態をとっているのは、政府資金以外の民間資金を調達するためである。CNCS の全てのプログラムの実施には、政府資金だけでは十分ではなく、財団や企業等から民間資金を調達する必要がある。理事会が意思決定機関であり、理事長は大統領が指名し、議会の承認を経て決定される。

サービス・ラーニングを担当している Learn and Serve America、アメリコア等の 18 歳以上の若者を対象としたボランティア活動プログラムを担当する AmeriCorps、高齢者を対象としたボランティア活動プログラムを担当する National Senior Service Corps の3つの主要部門に分かれている。全米で、約 600 人の職員が、CNCS の助成を受けて全国で実施される何百という事業の管理を担当している<sup>ii</sup>。

#### a. CNCS の歴史

CNCS は 1930 年代にルーズベルト大統領によって創設された Civilian Conservation Corps (CCC) に端を発し、1993 年に国内のコミュニティ・サービスの活動プログラムを統括するために現在の組織となった。CNCS の歴史的経緯を概観すると、以下の通りとなる。

図表 3-1-35 CNCS の歴史の概観

年代	動き
1930 年代	・ 世界大恐慌の際に失業者を公共的サービスに従事させるために Civilian Conservation Corps (CCC) が創設された。1933～1942 年に、CCC は 300 万人の失業者に仕事の機会を提供した。
1960 年代	・ Peace Corps と Volunteers in Service to America (VISTA) が創設された。 ・ 中高年層が困っている人に支援の手を差し伸べるためのボランティア活動プログラムとして、Foster Grandparents、Senior Companions、Retired Senior Volunteer Program (RSVP) の各プログラムが開始された。
1990 年代	・ サービス・ラーニングの振興のための補助事業を実施するために Commission on National and Community Service が創設された。
1993 年	・ Commission on National and Community Service と全米の国内ボランティア活動の振興機関であった ACTION が統合され、国内のあらゆるコミュニティ・サービスやボランティア活動の振興を担当する機関として CNCS が創設された。

<sup>i</sup> 2007 年 3 月現在。CNCS の HP より。

<sup>ii</sup> CNCS へのヒアリングによると、各部門の予算は、Learn and Serve America が 4,300 万ドル、AmeriCorps が 4 億ドル、National Senior Service Corps が 3 億ドルである。

## b. CNCS の使命

CNCS の使命は、「コミュニティ・サービスやボランティア活動を通じて、人生の質を向上させ、コミュニティを強化するとともに、市民の社会との関わりを豊かなものにする<sup>i</sup>」ことである。

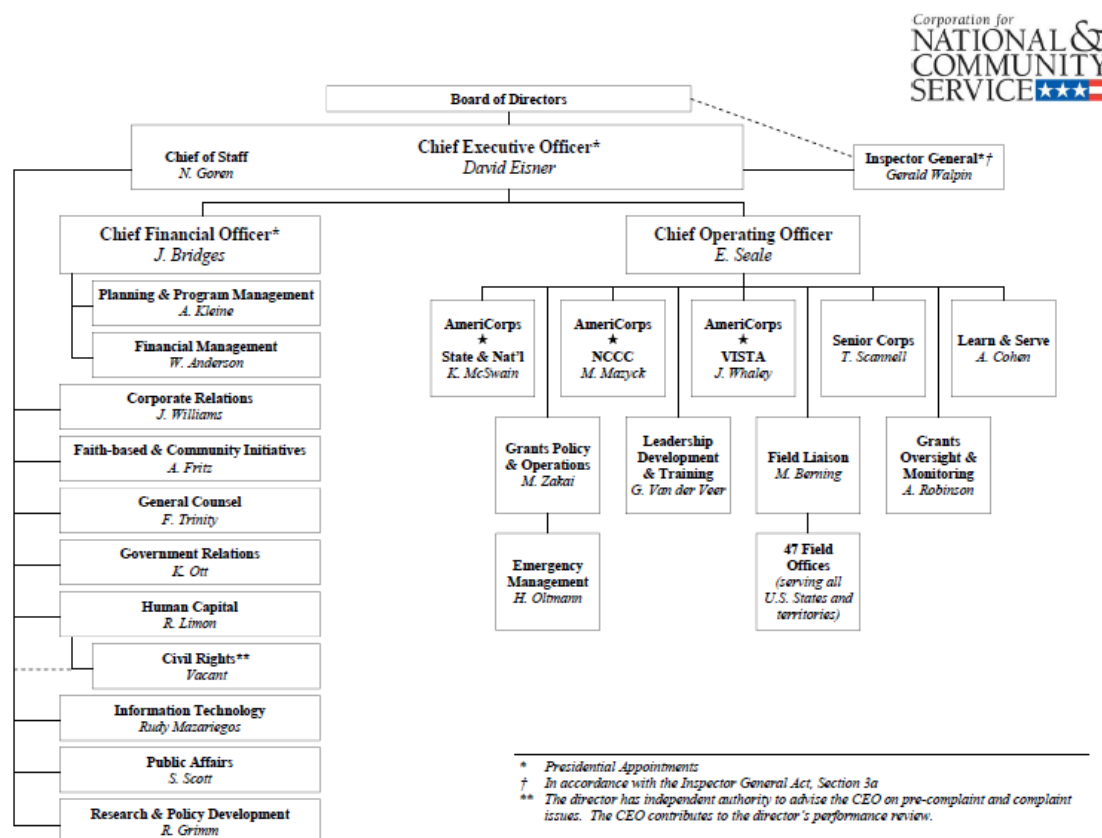
CNCS は、この使命のもとに、以下の3つの目標を設定している。

1. コミュニティ・サービスやボランティア活動を通じて、重要なニーズを充足する。
2. コミュニティ、および、NPO、公的機関、教育機関等のコミュニティをつくりあげる機関の強化を図る。
3. 国民に生涯を通じてコミュニティ・サービスやボランティア活動に携わってもらう。

## c. CNCS の組織構成

CNCS の組織構成は、図表の通りである。ワシントン DC が本拠地であるが、全米 47 ヶ所に事務所を持っている。

図表 3-1-36 CNCS の組織図



\* Presidential Appointments  
 † In accordance with the Inspector General Act, Section 3a  
 \*\* The director has independent authority to advise the CEO on pre-complaint and complaint issues. The CEO contributes to the director's performance review.

(資料) CNCS の HP より。

<sup>i</sup> “Improve lives, strengthen communities, and foster civic engagement through service and volunteering.” (CNCS の HP より)

d. CNCS の戦略(2006～2010 年)

CNCS は 2006～2010 年の 5 ヶ年の戦略(“Strategic Plan 2006-2010”)を策定しており、4つの重点分野とそれぞれの目標が設定されている。

図表 3-1-37 CNCS の重点分野と目標

重点分野	概要	2010 年までの目標	
		国レベル	CNCS
ボランティア活動者を増加させる	2002 年以来増加しているボランティア活動者数をより一層増加させるために、ボランティア活動の受け皿である NPO 等のボランティア・マネジメント力を強化する。	65.4 百万人の活動者数(2005 年) → 75 百万人へ	CNCS が資金援助するプログラムによって、毎年 400 万人のボランティアを確保する。
アメリカの若者に明るい未来を約束する	劣悪なコミュニティで育った若者は退学、失業、犯罪行為、貧困等のリスクを抱えることが多い。メンターとして若者を支援する大人を確保することによって、状況を改善する。	・不利な環境下にある子ども・若者にメンターを提供する。 250 万人(2002 年) →300 万人 ・300 万人の不利な環境下にある子ども・若者を支援する。	220 万人の不利な環境下にある子ども・若者を支援する。
児童・生徒・学生をコミュニティに関わらせる	サービス・ラーニングを活用して、若者がコミュニティと関わりを持つ機会を提供する。	・大学生ボランティアの増加 327 万人(2005 年) →500 万人 ・少なくとも 50%の児童・生徒(K-12)にサービス・ラーニングを経験させる。	アメリコア AmeriCorps で表彰される教育機関の数を2倍にする。
ベビーブーマー世代の経験を活用する	地域社会の課題、国レベルの課題の解決に、高い能力と社会に役立とうとする強い意欲を持っているベビーブーマー世代を活用する。	新たに 300 万人のベビーブーマー世代のボランティア活動者を確保する。	・50 万人のベビーブーマー世代にボランティア活動プログラムに参加してもらう。 ・25 万人の高齢者の自立生活を支援する活動機会を提供する。

(資料) CNCS の HP より。

e. CNCS の主な事業

CNCS の主要な事業は、アメリコア (AmeriCorps)、シニアコア (National Senior Service Corps)、ラーン・アンド・サーブ・アメリカ (Learn & Serve America) の 3 事業である。各事業の詳細は、「4. 公的制度による施策・事業」で記述する。

図表 3-1-38 CNCS の 3 つの主要事業

アメリコア AmeriCorps	
Volunteers in Service to America (VISTA)	<ul style="list-style-type: none"> <li>18 歳以上の若者が、貧困地域や低所得者層のための活動を行っている NPO 等にフルタイムのメンバーとして派遣されボランティア活動を行うプログラム。</li> </ul>
AmeriCorps NCCC (National Civilian Community Corps)	<ul style="list-style-type: none"> <li>18～24 歳の若者がチームを組み、環境、生活、教育、災害救助等の活動を行う。</li> </ul>
AmeriCorps State and National Programs	<ul style="list-style-type: none"> <li>18 歳以上の若者が、子どもの学習支援、メンター、犯罪被害者への支援、住居の建設などの地域社会の課題に直接対応するプログラム(州や NPO が独自に実施するもの)に参加する。</li> </ul>
シニアコア National Senior Service Corps	
Retired Senior Volunteer Program (RSVP)	<ul style="list-style-type: none"> <li>55 歳以上の退職者が知識や経験を活用してボランティア活動を行う。</li> </ul>
Foster Grandparent Program	<ul style="list-style-type: none"> <li>60 歳以上の低所得層の高齢者が、虐待や育児放棄等にあっている子どもの世話、識字力が低い子どもの学習支援、問題を抱えているティーンエイジャーや若い母親への助言・指導、障害児や難病に苦しむ子どもの世話などを行う。</li> </ul>
Senior Companion Program	<ul style="list-style-type: none"> <li>60 歳以上の低所得高齢者が介護が必要な高齢者や障害者の身の回りの世話をする。</li> </ul>
ラーン・アンド・サーブ・アメリカ Learn & Serve America	
Learn and Serve America Grants Program	<ul style="list-style-type: none"> <li>サービス・ラーニングのプログラムを企画・実施しようとする小中学校、高等教育機関、NPO 等地域の団体を対象として補助を行う。</li> </ul>
Training and Technical Assistance	<ul style="list-style-type: none"> <li>研修と技術的な支援</li> </ul>
Recognition Programs	<ul style="list-style-type: none"> <li>14～50 歳までの人で、年間に 100 時間以上、200 時間以上などの一定の時間をボランティア活動に費やした人を大統領が表彰する。</li> </ul>

(資料) CNCS の HP より。

図表 3-1-39 CNCS の予算

費目	2006 年決算	2007 年予算
<b>National and Community Service Program</b>	<b>\$837,936</b>	<b>\$810,557</b>
Learn & Serve America	37,125	37,125
AmeriCorps NCCC	36,730	26,730
AmeriCorps State and National Programs	264,825	264,825
Volunteers in Service to America (VISTA)	95,464	95,464
National Service Trust	138,600	117,720
State Commission Admin Grants	12,516	12,516
National Senior Service Corps	217,586	217,586
Retired Senior Volunteer Program (RSVP)	59,685	59,685
Foster Grandparent Program	110,937	110,937
Senior Companion Program	46,964	46,964
VISTA Revolving Fund	0	3,500
Partnership Grants	14,850	0
Innovation, Demonstration and Assistance Activities	16,280	31,131
Evaluation	3,960	3,960
<b>Salaries &amp; Expenses</b>	<b>66,083</b>	<b>68,627</b>
<b>Inspector General</b>	<b>5,940</b>	<b>4,940</b>
<b>Pay Raise Adjustment</b>	<b>0</b>	<b>454</b>
<b>Total</b>	<b>909,959</b>	<b>884,578</b>

(資料) CNCS の HP より。

## 2) ポイントズ・オブ・ライト財団 Points of Light Foundation

全国の NPO、教育機関、企業、政府などと協力しながら、多様なボランティア活動振興事業を展開している財団である。

地域のボランティアセンター間のネットワークづくり、VISTA などのボランティア活動振興プロジェクトの実施、ボランティア・プログラムをもつ企業に相談・研修サービスを提供、ボランティア活動推進のためのキャンペーンの実施といった幅広い役割を担っている。

## 3) National Service-Learning Clearinghouse (NSLC)

CNCS によって設立された、サービス・ラーニングに関する包括的な情報センターであり、現在は、NPO の ETR Associates が管理運営を行っている。

サービス・ラーニングに関する最新情報や関連の会議・イベントの情報提供、メーリング・リストの維持管理、1,600 を超える全米の事例の情報収集、優良事例の分析などを行っている。書籍等の紙媒体での情報提供のほか、ホームページを活用したオンラインでの情報提供も積極的に行っている。

### (3) National and Community Service Trust Act of 1993 に基づく助成金の配分方法について

#### 1) 一般的な助成の流れ

CNCSS が行う助成は、州政府への助成と、NPO や高等教育機関等へ直接助成する場合の 2 種類がある。州政府への助成は、州の人口に比例して助成金額が決められる。後者の NPO や高等教育機関等への助成は、3 年毎の競争入札であり、NPO 等に直接助成する場合と、ポイント・オブ・ライツ財団等の中間組織を通じて助成する場合とがある。

#### a. 州委員会 The State Commission の設置

National and Community Service Trust Act of 1993 による助成を受けるためには、各州は、CNCSS の州委員会あるいは同等の機関を設置する必要がある。

#### b. 助成金の配分方法

CNCSS の助成方法はプログラムによって異なる。最も予算規模の大きなアメリコア<sup>i</sup>の場合、CNCSS は、当該年度の助成金全体のうち、まず、1/3 を人口比に応じて各州に配分する。さらに、1/3 を、全国の州政府から申請されたプロジェクトのうち、助成の優先度が高いと審査されたものに配分する。残りの 1/3 から、法律で決められているネイティブ・インディアン等のために使用する分を差し引いた金額が、NPO 等によって実施される全国的あるいは複数の州にまたがる広域的なプロジェクト、先駆的なプロジェクト等に CNCSS から直接配分される。

州政府に対する助成金は、CNCSS から州委員会に、スライディング・マッチファンド<sup>ii</sup>方式で助成を行う。初年度は、事業に要する全体費用の 85%以内、4 年目には 50%以内を CNCSS が助成する。

#### c. 助成対象事業

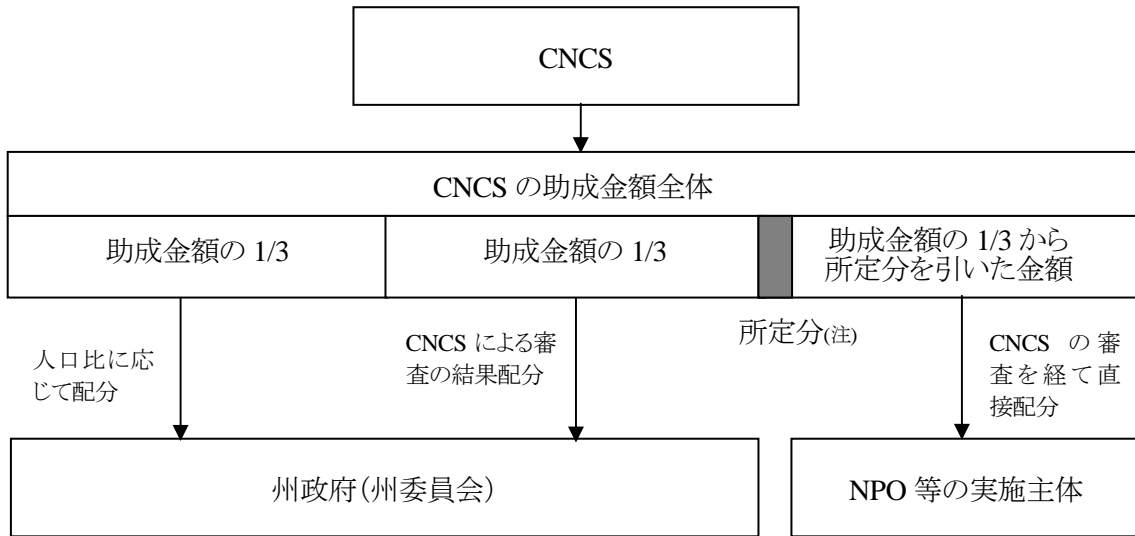
助成の対象となる活動として、様々なコミュニティ部隊 (community corps)、青少年部隊 (youth corps)、コミュニティの特定の問題に取り組むボランティア活動、個人で行う活動、大学を拠点として行う活動、サービス・ラーニングの学校側のコーディネーターおよび各種部隊 (corps) のチーム・リーダーの訓練と配置などが想定されている。

対象事業の実施主体は、NPO、高等教育機関、地方政府、教育委員会、州政府、連邦政府である。

<sup>i</sup> CNCSS へのヒアリングによると約4億ドルである。

<sup>ii</sup> 他の組織と共同で助成するもので、助成額は年々削減される方式。

図表 3-1-40 CNCS の助成金の流れ（アメリコアの場合）



州政府への助成は、スライディング・マッチファンド方式 3年ごとの企画競争入札

注: 法律で定められているネイティブ・インディアン等のために用いる分や、合衆国準州と公用地のために用いる金額  
(資料) CNCS の HP 等より。

## 2) サービス・ラーニングに関する助成金の流れ

サービス・ラーニングに関する CNCS の助成は、マッチング方式である。つまり、CNCS が 1 万ドルの助成を行う場合、助成を受ける機関は同額の 1 万ドルを自己調達し、合計 2 万ドルのプロジェクトを実施することとなる。これは、限りある連邦政府の資金を有効活用すること、助成先の事業への意欲を確認すること、事業の継続性を確保することがねらいである。

CNCS の資金の流れには、学校で実施されるプログラムと、NPO が実施するプログラムの 2 つがある。

学校で実施されるプログラムは、州教育局等の州レベルの実施機関を経て、各学区や学校に助成される。この場合には、助成金額のうち、80%をプログラムの事業費に、15%を教師やコーディネーター(リエゾン)のトレーニング費用に、残りの 5%を運営費に充当するという目安がある。5%の運営費の中で、学生への保険等のリスク対応も賄われている。

また、NPO に直接助成する場合は、その割合等は多様である。



#### 4. 公的制度による施策・事業

##### (1) 連邦政府の活動プログラム

National and Community Service Trust Act of 1993に基づいて、CNCS では、図表 3-1-41 の活動プログラムを実施している。実際の活動の実施主体は、州政府や地域の NPO・学校等であり、連邦政府は CNCS を通じて資金や情報面での支援を行っている<sup>i</sup>。

図表 3-1-41 CNCS による活動プログラムへの助成

対象者	プログラム名	CNCS の担当部署
k-12 および 大学生	Learn and Serve America Grant Program	Learn and Serve America
18 歳以上の 若者	Volunteers in Service to America (VISTA) AmeriCorps*NCCC (National Civilian Community Corps) AmeriCorps*State and National Programs	AmeriCorps (アメリカコア)
55 歳以上の 退職者	Retired Senior Volunteer Program (RSVP)	National Senior Service Corps (シニアコア)
60 歳以上の 低所得高齢者	Foster Grandparent Program Senior Companion Program	

(資料)CNCS の HP より。

##### 1) Learn and Serve America Grant Program

###### a. 実施主体

Learn and Serve America Grant Program は CNCS の中の Learn and Service America が担当し、学校等で行われるサービス・ラーニングの活動プログラムを支援している。

Learn and Service の基本的な役割は、法律に基づいて、サービス・ラーニングの実施主体(州教育局などの州政府や NPO)からの申請に助成を行うことである。この助成には、活動のために必要な研修、スタッフ、事務局、ボランティアの確保のための費用等が含まれている。助成に際しては同時に地域の資源によっても一定額が賄われなければならないことになっている。

また、Learn and Service America は情報提供機能を有しており、各種の調査結果や事例を公開している。これは、CNCS が資金援助をしていない団体等も利用できるものであり、全国的にサービス・ラーニングを振興させることを目的として実施されている。

<sup>i</sup> なお、主なボランティア活動プログラムは CNCS が担当部署であるが、他の省庁においても、市民の参加を得てサービス提供を行う場合などに、ボランティア活動プログラムを提供、あるいは、資金援助している例がみられる。例えば、司法省には CASA プログラム (Court Appointed Special Advocate Program) がある。これは、虐待等の犯罪の犠牲者となった子どもの裁判においてボランティアが子どもの代弁者となるプログラムであり、司法省は、このプログラムを開発し、実施主体である NPO に資金援助を行っている。

## b. プログラムの内容

Learn and Serve America Grant Program には、①k-12 School-Based Grants、②Higher Education Grants、③Community-Based Organization Grants の3つのカテゴリーがある。

①k-12 School-Based Grants には、全ての州の教育機関が活用できる補助金(人口規模に応じて分配される)と、州教育機関や NPO 等が企画競争入札を経て勝ち取っていくタイプの補助金の2種類がある。

②Higher Education Grants にも2種類の補助金がある。一つは、大学等の高等教育機関が単体で行う場合に適用される Higher Education Individual Grants である。もう一つは、高等教育機関や NPO 等がコンソーシアムを構築してサービス・ラーニングのプログラムを実施する際に活用できる Higher Education Consortia Awards である。

③Community-Based Organization Grants は、州の機関や、広域あるいは地域で活動している NPO 等が活用できる補助金である。前者のためのプログラムは Community-Based State Commission Grants で、後者は Community-Based Nonprofit Grants である。

いずれの補助金とも、学校、州教育機関、NPO 等がサービス・ラーニングの主体として積極的に活動していくことを奨励するためのものである。

## c. 実績

このプログラムの 2005 年の実績は次図表の通りである。

図表 3-1-42 Learn and Serve America Grant Program の実績(2005 年)

項目	実績
プログラムへの参加者数	147 万人
参加者の合計活動時間数	2,560 万時間
関わったボランティア数	175,000 人
サービス・ラーニング・プログラムを採用した小中学校の割合	32%
本プログラムを活用した K-12 のうち、サービス・ラーニングをコア・カリキュラムに採用した割合	45%
本プログラムを活用した高等教育機関のうち、サービス・ラーニングをコア・カリキュラムに採用した割合	66%
サービス・ラーニングに関する方針(注)を持っている州の数	35 州

(注) 義務規定、方針などの形態を問わない。

(資料)CNCS “FACT SHEET”より。

## 【参考1】 学校をベースとしたボランティア活動に関する実態と自己評価

Learn and Serve America Grant Program の活用の有無に関わらず、青少年の学校ベースでのボランティア活動について、CNCS が国勢調査局、インディペンデント・セクター<sup>i</sup>の協力を得て2005年1～3月に実施した調査結果<sup>ii</sup>が「YOUTH HELPNIG AMERICA (2006年3月)」にまとめられている。この報告書に基づいて、青少年の学校ベースのボランティア活動の実態を整理した。

### ①学校ベースで行われる活動

学校ベースで行われる活動(school-based service)とは、青少年がコミュニティ活動に参加する機会を学校が提供することである。それが義務的なものであるか、青少年の自発性に任せているものであるかを問わず、また、コミュニティ・サービスの一環として行われるのか、学業との関連を持たせたサービス・ラーニングとして行われるのかも問わない、広範な定義となっている。

調査対象の青少年(3,178人)のうち38%が、現在あるいは過去に学校ベースの活動に参加したことがあると回答している。この割合は全米で約1,060万人の青少年に相当する(推計値)。

学年別にみると、中学生(6～8学年)よりも、高校生(9～12学年)のほうが参加している割合が高い。

図表 3-1-43 学校ベースの活動への参加状況

現在あるいは過去に学校ベースの活動に参加したことが	
ある	38%
ない	62%

(資料) CNCS“YOUTH HELPNIG AMERICA”(2006年3月)

図表 3-1-44 学年別学校ベースの活動への参加状況

	学校ベースの活動に		
	1年以内に参加したことがある	1年を超える過去に参加したことがある	参加したことはない
中学生(6～8学年)	23%	7%	70%
高校生(9～12学年)	31%	10%	59%

(資料) CNCS“YOUTH HELPNIG AMERICA”(2006年3月)

<sup>i</sup> Independent Sector は、NPOや財団等で構成される会員組織で、全米のNPO等を支援するために1980年代に組織された。いわゆる、NPOの業界団体である。全国規模で活動する大規模団体を中心に575団体のNPO等が会員であり、調査研究も行われている。

<sup>ii</sup> 全米の12～18歳までの青少年3,178人に対して調査を実施したもの。

## ②サービス・ラーニングについて

### ア. 参加状況

学校ベースの活動に参加した青少年のうち 77% (全米推計で 810 万人に相当) がサービス・ラーニングの要素を持った活動に参加していた。本調査では、①経験した活動について書いたり、振り返りを行ったりした、②活動の企画段階から参加した、③1学期間を通して、あるいは、それ以上の期間にわたってコミュニティ・サービスに参加した、の3つをサービス・ラーニングの要素としている。

サービス・ラーニングの要素を持った活動に参加した青少年のうち、経験した活動について書いたり、振り返りを行ったりした人が 51%、活動の企画段階から参加した人が 36%、1学期間を通して、あるいは、それ以上の期間にわたってコミュニティ・サービスに参加した人が 36%であった。これら3つの要素を全て満たす活動に参加した青少年は、学校ベースの活動に参加した青少年の 10% (全米推計で 110 万人に相当) である。

図表 3-1-45 学校ベースの活動におけるサービス・ラーニングの要素

学校ベースの活動において	
経験した活動について書いたり、振り返りを行ったりする機会があった	51%
活動の企画段階から参加した	36%
1学期間あるいはそれ以上の期間にわたってコミュニティ・サービスに参加した	36%

(資料) CNCS “YOUTH HELPNG AMERICA” (2006年3月)

### イ. サービス・ラーニングによる影響

サービス・ラーニングの要素がある学校ベースの活動を経験した青少年に、どのような影響を受けたと自分自身で認識しているかについて聞いた設問では、サービス・ラーニングの要素のある活動のほうが、さらに、要素の数が多いほうが、とてもよい影響を受けたと自己評価している割合が高くなっている。

図表 3-1-46 サービス・ラーニングによる影響についての青少年の自己評価

	とてもよい影響を受けた	まあよい影響を受けた	よい影響はない／よくない影響があった
学校ベースの活動に参加した青少年 (全体)	36%	52%	12%
サービス・ラーニングの要素が <u>1</u> つある活動に参加した青少年	52%	41%	7%
サービス・ラーニングの要素が <u>2</u> つある活動に参加した青少年	58%	39%	3%
サービス・ラーニングの要素が <u>3</u> つある活動に参加した青少年	78%	22%	0%

(資料) CNCS “YOUTH HELPNG AMERICA” (2006年3月)

また、学業成績と学校ベースの活動との関連を聞いた設問では、GPA (Grade Point Average) レベルに関わらず、学校ベースの活動に参加していない青少年の割合が、参加した青少年の割合よりも高い。しかし、両者の割合の差は、B 以上の高い成績をとっている青少年では 10～22%であるのに対し、B-以下の成績の青少年では 30～48%となっており学校ベースの活動に参加していない割合が特に高くなっている。

図表 3-1-47 学校ベースの活動と GPA との関連

GPA レベル	学校ベースの活動に	
	参加した	参加していない
A or A+ の成績の青少年	40%	60%
A- / B+ の成績の青少年	45%	55%
B の成績の青少年	39%	61%
B- / C+ の成績の青少年	35%	65%
C or lower の成績の青少年	26%	74%

(資料) CNCS “YOUTH HELPNG AMERICA” (2006年3月)

#### ウ. 今後の活動意向

学校ベースの活動に参加した青少年は、参加しなかった青少年よりも来年活動に参加したいという意向が高い。サービス・ラーニングの要素のある学校ベースの活動に参加した青少年は、さらに高い参加意向を示している。

図表 3-1-48 来年の学校ベースの活動への参加意向

	とても参加したい	まあ参加したい	参加したくない あまり参加したくない
学校ベースの活動に参加していない青少年	34%	39%	27%
学校ベースの活動に参加した青少年	41%	42%	18%
サービス・ラーニングの要素が1つある活動に参加した青少年	53%	39%	8%
サービス・ラーニングの要素が2つある活動に参加した青少年	54%	41%	5%
サービス・ラーニングの要素が3つある活動に参加した青少年	57%	39%	4%

(資料) CNCS “YOUTH HELPNG AMERICA” (2006年3月)

#### 【参考2】 サービス・ラーニングに関する第三者評価

サービス・ラーニングの教育的効果の測定への取り組みが始まっている。これまでに、Learn and Serve America が発表した主な評価は、以下の通りである。

Learn and Serve America の動きに加えて、大学においてもサービス・ラーニングの教育的効果が研究テーマとなってきた。2006年10月にオレゴン州ポートランド州立大学で「第6回サービス・ラーニング研究国際会議 ～情熱から客観性へ～」が開催された。これに象徴されるように、近年、サービス・ラーニングの教育的効果を社会科学的手法を用いて証明しようとする動きが起きている。

### ①Brandeis 大学による評価

全米レベルの最初の評価は、Learn and Serve America が、Brandeis 大学に委託して行った全米調査<sup>i</sup>である。これによると、効果的なサービス・ラーニング・プログラムは、参加者の学業成績を向上させる、学校への出席率を向上させる、個人的および社会的な責任感を発達させる、という成果がみられる。また、サービス・ラーニングに参加した学生は、批判的な思考方法、コミュニケーション方法、チームワーク、市民としての責任感、数学的な推論能力、問題解決能力、人前で話をする事、職業訓練、コンピュータ技術、科学的な調査・分析方法等の多くのことを学ぶことができる機会を得ることができるとされている。

### ②全米で行われた評価の集約

Learn and Serve America が全米で実施されたサービス・ラーニング・プログラムの評価結果を集約してまとめたレポート「Impact of Service-Learning on Participating K-12 Students (2005 年 7 月)」は次図表のような成果を得ることができたとしている。

図表 3-1-49 サービス・ラーニングの成果

評価項目	成果
学業への影響	<ul style="list-style-type: none"><li>・ サービス・ラーニングに参加した学生は、参加しなかった学生よりも、成績がよい。特に、社会科、作文、国語等の言語科目において成績がよい。</li><li>・ サービス・ラーニングを経験することによって、学習への意欲が高まり、問題解決への姿勢が強くなった。</li></ul>
市民教育への影響	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 市民として身につけるべきスキルや資質が向上した。</li><li>・ ただし、市民教育が目標であるサービス・ラーニングを実施した場合で、かつ、高校生が対象の場合に成果がみられ、それ以外の場合では顕著な成果はみられなかった。</li></ul>
社会・個人への影響	<ul style="list-style-type: none"><li>・ サービス・ラーニングは、向社会的行動、多様性の受容、文化遺産への関心、倫理観の醸成などにより成果を及ぼした。</li><li>・ 中には、自分の進路、キャリアプランにより影響を及ぼした学生もいた。</li></ul>

(資料) Learn and Serve America “Impact of Service-Learning on Participating K-12 Students(2005 年 7 月)”より

### 【参考3】義務化の事例 ～メリーランド州の事例

サービス・ラーニングやコミュニティ・サービスを一定時間経験することを義務付けることについて統一した見解はなく、その是非についての議論が行われている段階である。

その中で、メリーランド州は、高校の卒業要件にサービス・ラーニングによる活動に参加することを義務付けた全米初の州である。サービス・ラーニングの活動は地域特性に応じて学区ごとに

<sup>i</sup> National Evaluation of Learn and Serve America (1999 年 7 月) がまとめられている。

工夫しているため、州内の 24 の学区の各々で卒業要件の内容は異なっている。現在のところ、メリーランド州に続く州はない。

大学では、1999 年に、カリフォルニア州知事が州内の公的な高等教育機関に在籍する学生にコミュニティ・サービスに参加することを呼びかけたことから、カリフォルニア州立大学モンテレー・ベイ校が、州立の総合大学としては初めてサービス・ラーニングの単位を卒業要件とした<sup>i</sup>。

以下に、メリーランド州の事例を整理した。

### ① サービス・ラーニングの経緯

メリーランド州の学校では、従来から生徒や学生に対して、コミュニティ・サービスの活動機会を提供してきた。この伝統を背景として、サービス・ラーニングを高校卒業要件として義務付けるまでに、以下のような経緯を辿った。なお、サービス・ラーニングの導入には、当時の副知事<sup>ii</sup>が熱心に主導した経緯があったが、十分な議論を経た上で州全体で義務化するまでには 10 年近くの歳月を要した。その間に、現場の教員の理解を得たり負担を軽減するなど、促進を図るための専門機関が設立され、サービス・ラーニング実施のノウハウの普及や評価などの取り組みを進めていった。

図表 3-1-50 メリーランド州のサービス・ラーニング導入の経緯

年代	動き
1982 年	前連邦政府の教育長官ボイヤー氏 <sup>iii</sup> が、著作 High School の中で、全ての公立学校は 120 時間のサービス・ラーニング活動を義務化するべきであると提言した。
1983～1984 年	前メリーランド州教育長ホーンベック氏 <sup>iv</sup> が、州の教育委員会に対して、州内の全ての公立高校の学生にサービス・ラーニングを義務付けるように要請したが、このときには、教育委員会は義務化を採決しなかった。
1985 年	州教育委員会は、州内のすべての学校にコミュニティ・サービスに関するコースやプログラムを選択科目として設置することを義務付けた条例を制定した。
1985～1988 年	1985 年の実施機会の提供に関する採択は、ほとんど現場に普及しなかった。
1988 年	いくつかの財団の支援を得て、Maryland Student Service Alliance (MSSA) が、サービス・ラーニングの促進のために、官民の協力のもとに設立された。
1988～1992 年	MSSA によって、サービス・ラーニングを促進するために、教師の養成、教材の開発、技術支援が行われ、州内の学校にサービス・ラーニングの実施のための基盤が整い始めた。
1992 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ CNCS がメリーランド州をサービス・ラーニングの 8 つのモデル州の一つに指定し、州教育局に対してサービス・ラーニングを主導的に実施するために 523,546 ドルの助成を行った。</li> <li>・ 州教育委員会が、サービス・ラーニングの義務化(高校の卒業要件とする)を採択し、1997 年以降卒業見込者に対して 1993 年から適用することとなった。</li> </ul>

<sup>i</sup> National Service-Learning Clearinghouse “Annotated History of Service Learning 1862-2002”より。

<sup>ii</sup> 当時の副知事は、ピースコープを創設した J・F・ケネディ元大統領の姪であり、コミュニティ・サービスに造詣が深い。

<sup>iii</sup> Former Federal Commissioner of Education Ernest Boyer

<sup>iv</sup> Former Maryland Superintendent of Schools

年代	動き
1992～1993年	<ul style="list-style-type: none"> <li>サービス・ラーニングの義務化について、特に75時間の実施に過度な注目が集まり、多くの批判が起こった。地域の教育委員会、教師の団体、学生グループの多くが、この時点では、義務化に反対していた。</li> <li>MSSA は、既にサービス・ラーニングを経験している学生が他の学生の義務化に対する意識を変革していくことに注目し、意識啓発のためのキャンペーンに積極的に取り組んだ。</li> </ul>
1993年	4月 MSSA は、模範的なサービス・ラーニング活動を実施している14人の教師を選び、その経験と意欲を広く教師の間で共有してもらうこととした。1997年4月現在では、その教師の数は67人に上っている。
1994年	1月 州議会に教育委員会の要求を覆そうとの動きがあったが、失敗に終わった。 3月 州内の24学区全ての学校は、各々独自にサービス・ラーニングのプログラムを作成する方法を選択し、計画を州教育長に提出した。
1995年	1月 MSSA はケロッグ財団から3年間の助成を受け、州レベルの指導者養成プログラムであるYouth RISE <sup>i</sup> を創設した。 3月 MSSA は、「メリーランド・ベスト・プラクティス <sup>ii</sup> 」を作成した。
1996年	4月 MSSA は、「Shared Learnings <sup>iii</sup> 」を作成した。
1997年	4月 MSSA の主催によって、最初の年次サービス・ラーニング指導者の懇親会が開催された。130人の学校経営者、教師、学生が参加。 6月 州の高校生42,532人が、卒業要件であるサービス・ラーニングの活動への参加を満たして卒業した。49人の学生が、サービス・ラーニング参加の卒業要件だけを満たすことができずに卒業見送りとなった。
1998年	6月 45,651人が高校を卒業した。サービス・ラーニング参加の卒業要件だけを満たすことができなかった学生は8人に減少した。
1999年	MSSA がサービス・ラーニングの実施にリーダーシップを発揮した教師や学生を表彰した。
2000年	9月 MSSA はサービス・ラーニングの質を向上させるため、2つの賞を創設した。 10月 MSSA は、サービス・ラーニングの実施状況をモニタリング・評価するために、各学区に専門家を派遣し、評価結果を州教育委員会に報告させた。
2001年～	サービス・ラーニングの評価結果をまとめ、質の向上のために必要なことについて、州教育委員会に報告した。州教育委員会は、この報告に基づいて、サービス・ラーニング・ガイドラインを各学校に通達した。

(資料) MSSA の HP より。

<sup>i</sup> Youth Representatives Involved in Service-learning Education。サービス・ラーニングの経験をよりよいものにしたいと考えている中学生・高校生のための、州レベルの指導者養成プログラム。

<sup>ii</sup> Maryland Best Practices。学校で行われるサービス・ラーニングを改善するための教師用のガイド。サービス・ラーニングを教科の課程に採り入れている80人の教師へのインタビュー調査結果から作成されており、サービス・ラーニングの具体的な実践例が掲載されている。現場の教師や学校経営者から応用可能なモデルを示してほしいとの要望に応えて、MSSA が調査研究を行い、7つのベストプラクティスの全てに合致する7つのモデル・プログラムを紹介している(1996年8月時点)。

<sup>iii</sup> サービス・ラーニングのプログラム運営の改善のためのガイド。



## ② サービス・ラーニングの義務化

### ア. 義務化の内容

1993年のメリーランド州教育委員会において、次のことが議決され、サービス・ラーニングへの参加はメリーランド州の高校を卒業するための要件となった。

#### <議決の内容>

メリーランド州の学生は、次のことを完了しなければならない。

- (1) 準備、実施、反省と熟考の時間を含めて75時間のサービス・ラーニングに参加すること。なお、サービス・ラーニングを中学年から実施することは学校の自由裁量である。あるいは、
- (2) 州教育長が認定する、地域で作成されたサービス・ラーニングの活動プログラムに参加すること。

### イ. 反対意見への対応

サービス・ラーニングを高校の卒業要件とするにあたって、メリーランド州では現場の教職員からの抵抗が最も強かった<sup>i</sup>。これに対して、州教育局は、教職員の中に支持者を拡大させるという手法をとった。既にサービス・ラーニングを実践し、それを教育手法の一つとして評価している積極的な教師がいたため、彼らをフェローとして組織化し、彼らが実施したサービス・ラーニングの実践を評価していった。これによって、サービス・ラーニングに熱心な専門家を開拓し、年に数回の全州的な会議を開催して、先進事例や成功事例を表彰し、社会的認知を高めていった。

一般の人々の間では、コミュニティ・サービスとサービス・ラーニングの混同から生じる誤解から反対した人が多かった。コミュニティ・サービスには、有罪判決を受けた人が更生のためにコミュニティに奉仕するという意味合いも含まれている。このため、教育課程にコミュニティ・サービスを導入することを、あたかも生徒に罰則を加えるかのように解釈した人がいたのである。これについては、サービス・ラーニングがあくまで学習方法の一つであること、コミュニティ・サービスとは異なることを広報することによって対応していった。また、青少年の健全育成の観点から、サービス・ラーニングが有効であることを訴えたことも、理解を得るために重要なポイントであった。

### ウ. 実際の学校の対応

州内の24学区は各々に独自の学業上のニーズやコミュニティのニーズを抱えているため、全ての学区は、上記の議決内容の(2)の方法を選択した。すなわち、サービス・ラーニングの活動プログラムを地域で作成する方法である。このため、州内に24のサービス・ラーニングの実施モデルが誕生することとなった。学生にコミュニティの中で個々にサービス・ラーニングの活動を実施するように義務付けた学区もあったが、大半の学区では、既存のカリキュラムをベースにしてサービス・ラーニングのプログラムを組み立て、学生が教科を通じて学んだスキルを活用してコミュニティの問題解決に取り組めるように工夫が行われた。

<sup>i</sup> これは、サービス・ラーニングという未知の手法に対する不安感と、仕事が増えるのではないかという懸念からであった。

## エ. 導入時期の活動内容

導入当初は、学校内での活動、これまで学校とつながりがある教会系の福祉団体<sup>i</sup>、ボーイスカウト・ガールスカウトのように既に実施されている活動、一般的に有名な赤十字などでの活動が主であった。これは、親や地域の理解が得られやすく、教師に多くの負担をかけることのない分野の活動から着手されたことを示している<sup>ii</sup>。

## オ. 編入生の単位認定について

サービス・ラーニングを卒業単位としていない他の州からの編入生への対応は、郡レベルで個別対応を行っている。メリーランド州内でも、郡によってサービス・ラーニングを開始する学年が異なっているため<sup>iii</sup>、州内の他の高校からの編入生についても同様の対応である。具体的には、75 時間を満たさなくても卒業できるように要件を緩和することが多い。

### ③ サービス・ラーニングの実施体制

#### ア. 学校を中心としたサービス・ラーニングの実施体制

州内の実施体制は、次図表の通りである。メリーランド州では、各学校がサービス・ラーニングを実施するための支援機関として、Maryland Student Service Alliance (MSSA) を設置し、MSSA は州教育局と密接に連携しながら支援を行っている<sup>iv</sup>。

#### <Maryland Student Service Alliance (MSSA) >

1998 年にメリーランド州教育局 (Maryland State Department Education ; MSDE) と Student Community Service Foundation<sup>v</sup>によって設立された。

MSSA は、公立学校の学生、教師、経営者および学区全体に対して、メリーランド州の高等学校の卒業要件になっているサービス・ラーニングが円滑に実施されるように技術面や情報面での支援を行うことを目的としている。

MSSA は、NPO の形態をとっているが、運営上は独立した NPO ではなく、州政府スタッフが出向しており、州教育委員会との強い連携関係にある。NPO としたのは、連邦政府からの資金、州政府からの資金、助成財団等の民間からの資金援助の受け皿となる狙いもある。また、行政の一機関として設置すると、人員の増強などのために議会の承認が必要となることから、サービス・ラーニングの実施状況に応じた柔軟な人的体制を確保する狙いもある。

<sup>i</sup> 宗教分離が徹底しているため、宗教的な活動は行わない。しかし、宗教団体であっても、メソジスト派のように布教を伴わない社会福祉活動に積極的な団体がある。

<sup>ii</sup> 具体的には、学校内で、高学年の生徒が低学年の生徒の学習の面倒をみたり、フード・ドライブ (家庭にある食料をもちよって貧困者に送る) などの活動であった。

<sup>iii</sup> アン・アールンデル郡は5年生からサービス・ラーニングを実施しているが、ボルティモア市の学校では9年生からの実施となっている。

<sup>iv</sup> MSSA の職員は州教育局の職員が兼務している場合が多い。

<sup>v</sup> Student Community Service Foundation は、1988 年に教育の専門家のグループによって設立された財団である。

## ＜MSSA の設立趣旨＞

MSSA は、サービス・ラーニングによって、学生、教師および地域住民がそれぞれに何らかの利益を得ることができると考えている。そして、サービス・ラーニングは、市民を育成すること、体験による学習、教育課程をより広い地域社会に結びつけることに重点を置いた実践的な教育手法であると考えている。このような考え方にたって、MSSA は、メリーランド州の幼稚園から 12 学年までの全ての公立学校において質の高いサービス・ラーニングを制度化すること、そして、その経験を全米の学校に広げていくことを、設立の使命としている。

## ＜MSSA による支援＞

MSSA は、市内の 24 学区を 4 地域に分類し、各々の地域に、地域プログラム・コーディネーター<sup>i</sup>を配置している。コーディネーターは、次のような活動を通じて公立学校のサービス・ラーニング実施の支援を行っている。

- ・地域の会合の調整
- ・学区のサービス・ラーニング委員会<sup>ii</sup>や地域での会合への参加
- ・「次のステップへ」アセスメント・ツール<sup>iii</sup>を活用して、学区レベルでのサービス・ラーニングのプログラムの実施や向上を支援する
- ・教師への研修機会の提供
- ・学区のプログラムを支援するための助成
- ・地域の NPO や高等教育機関への広報周知
- ・サービス・ラーニングの指導者達の年次会合のスポンサー
- ・学校を訪問し、サービス・ラーニングの活動状況を視察し、よりよい活動のためにアドバイスを行う
- ・州レベルの学生、教師、学校経営者の年次会合のホストを務めること
- ・メリーランド州ベスト・プラクティス<sup>iv</sup>を活用して、学校で実施されているサービス・ラーニングのプログラムをよりよいものにするためのアドバイスを行うこと
- ・毎年の Service Stars Event で、顕著な活動を行った学生を表彰すること
- ・コミュニティ、高等教育機関、学校との間の協力関係を構築すること

また、2001 年からホームページを拡充し、サービス・ラーニングのプログラムを作成する際のアイデア、プログラムの評価方法、優良事例の紹介などの現場に役立つ情報を提供している。

## イ. 学校以外でのサービス・ラーニングの実施体制

学校以外では、地域のボランティアセンターが中心となって、青少年にサービス・ラーニングの活動プログラムを提供している。また、ボランティアセンターでは、学校の教師が地域の NPO

<sup>i</sup> MSSA's regional and program coordinator

<sup>ii</sup> school district service-learning advisory boards

<sup>iii</sup> Next Step assessment tool

<sup>iv</sup> Maryland's Best Practices

等の受入れ団体についてよく知らない場合が多いため、学校に代わって、受入れ団体の情報提供や調整を行うこともある。

ボランティアセンターでサービス・ラーニングを実施した児童・生徒は、ボランティアセンターや受入れ団体から活動証明書を発行してもらい、学校に提出して単位を認定してもらう。

#### ④ サービス・ラーニング・プログラムの実施上の工夫

##### ア. メンターがついたチーム制によって受入れ団体に負担をかけない

6～10 人程度の子どもが一つのチームをつくり、そこに、2 人のメンター(指導者)がついて、貧困、ホームレスなどの地域の課題に関連した活動に取り組んでいる。メンターは、18 歳以上の大人が1人、12～18 歳までの青少年が1人の構成である。2名のメンターは、無償のボランティアであり、チームの子ども達の世話、指導、監督を行う。このような役割のメンターがつくことによって、受入れ団体が子ども達を世話する負担を軽減し、サービス・ラーニング・プログラムを受入れやすくしている。

アメリカにおいては、子ども関連のボランティア活動は人気があり、メンターの確保では苦労していない。全米のメンター育成機関<sup>i</sup>の地域支部などとの連携をとり、メンターの確保や質の向上に努めている。

##### イ. 生徒を企画段階から参加させる

メリーランド州のサービス・ラーニングは、実施の大枠は州法や州教育委員会によって定められているが、実際の運営については、現場の自由裁量の余地が大きく、ここでは、子ども自身が企画段階から自主性を発揮して参加していけるようにしている。

このため、アドバイザー・ボードに子どもの代表者を参加させ、サービス・ラーニング・プログラムの企画段階から、当事者である子どもに参画してもらう体制を検討中である。ボード・メンバーとなる子どもは、サービス・ラーニングの経験者であることが理想である。

##### ウ. 関連団体とのパートナーシップの構築

地域の教育委員会、大学、公立の小中学校、NPO 等の地域の団体と協力関係を構築することによって、サービス・ラーニングを効果的に実施する環境が整う。CNCS の Learn and Serve America の補助金を活用して、パートナーシップで行うプログラムを実施し、関係団体が、よりよいサービス・ラーニングを実施するために、共通言語をもち、情報を共有化し、同じテーブルで話し合うことができる体制づくりに取り組んでいる<sup>ii</sup>。

<sup>i</sup> [www.mentoring.org](http://www.mentoring.org)

<sup>ii</sup> 関係者の中で、サービス・ラーニングについての理解が進まない傾向にあるのは、公立学校の教師である。教師の中には、テストの結果を向上させることが最優先事項であると考えている人も多い。このような教師に対しては、Maryland Student Service Alliance (MSSA) 等との連携のもとに、サービス・ラーニングが教科の成績向上に資する可能性があることをデータで示していく必要があると考えている。

### ⑤ サービス・ラーニングの活動を実施主体が評価するための指針

MSSA は、学校でサービス・ラーニングを担当した教員等が、サービス・ラーニングの結果を評価する際の指針を提唱している。指針は、7 つの評価項目から成り、アンケート調査形式で自己評価ができるように工夫されている。

図表 3-1-51 メリーランド州におけるサービス・ラーニングの評価の指針

<p>1. 学生はコミュニティのニーズにみあった活動をしたか？</p> <p><input type="checkbox"/> していない。</p> <p><input type="checkbox"/> している。学生はコミュニティのニーズに基づいて短期間の援助活動に取り組んだ。</p> <p><input type="checkbox"/> している。学生はコミュニティのニーズに現在も取り組んでいる。</p> <p><input type="checkbox"/> している。学生はコミュニティの問題の解決に向けて継続して取り組んでいる。</p> <p>→ だれがコミュニティのニーズを決めたか？ コミュニティのニーズに応じた活動であると、なぜ言えるのか？ 活動はコミュニティの問題においてどのような位置付けのものか？</p> <p>2. サービス・ラーニングを通じて、カリキュラムの目的を達することができたか？</p> <p><input type="checkbox"/> できていない。</p> <p><input type="checkbox"/> できている。サービス・ラーニングを単元にとりこんでいる。</p> <p><input type="checkbox"/> できている。一年を通じて、サービス・ラーニングを指導方法の内容とスキルを統一させるために活用している。</p> <p><input type="checkbox"/> できている。一年を通じてサービス・ラーニングを様々な学科の指導に活用している。</p> <p>→ サービス・ラーニングを通じて、学生はどんなスキルを修得したか？ サービス・ラーニングを通じて、学生はどんな学科の内容を学習したか？</p> <p>3. 学生は、サービス・ラーニングの経験を通じて、熟考しているか？</p> <p><input type="checkbox"/> していない。</p> <p><input type="checkbox"/> している。活動の最後に、学生は、サービス・ラーニングで得た経験について深く考え、それに対する反応を得ることができた。</p> <p><input type="checkbox"/> している。活動の過程を通じて、学生は、サービス・ラーニングで得た経験について深く考え、それに対する反応を得ることができた。</p> <p>→ 学生が熟考した結果に対して、だれが応えたのか？ それは、学生仲間か、教師か、地域の NPO か？ いつ学生は熟考したか？ サービス・ラーニングを通じた学習成果を最大限にするために、学生が熟考するための時間はどのように組み立てられたか？</p> <p>4. 学生の責任感は発達したか？</p> <p><input type="checkbox"/> 発達していない。</p> <p><input type="checkbox"/> 発達した。教師が立案したサービス・ラーニングについて、学生自身がどのように実施するかを選択肢を用意した。</p> <p><input type="checkbox"/> 発達した。サービス・ラーニングの活動の計画と実施において、学生と一緒に責任分担をして取り組みあげていった。</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

- 発達した。学生が、自らサービス・ラーニングを企画実施できるように支援した。
- 学生はどのくらいの頻度で一緒に活動したか？ 教師が主導して実施した活動と学生主導の活動の割合は？ サービス・ラーニングを計画実施しているのは誰か？
- 5. コミュニティとの協力関係を築いているか？**
- 築いてない。
- 築いている。サービス・ラーニングの情報や資源をコミュニティに提供している。
- 築いている。コミュニティの人々と交流する機会を学生のためにつくっている。
- 築いている。学生とコミュニティが協働して、サービス・ラーニングの企画・実行のために一緒に活動している。
- 6. サービス・ラーニングの活動のために、事前に準備をしているか？**
- していない。
- している。他の人々の知恵は借りていないが事前に活動内容の計画や準備をしている。
- している。同僚、学生、その他の人々と協働で、サービス・ラーニングの計画づくりや準備をしている。
- 計画や準備の過程にだれが参加しているか？ どのくらい前もって計画しているか？
- 7. サービス・ラーニングの活動に必要な知識やスキルを、前もって学生に学習させているか？**
- 学習させていない。
- 学習させている。サービス・ラーニングの活動を開始する際に、活動に必要な知識やスキルを習得させている。
- 学習させている。必要に応じて、あるいは、活動内容に変化があった場合に、活動に必要な知識やスキルを習得させている。
- 学生がサービス・ラーニングの活動をやり遂げるために、学生は何を必要としているか？ サービス・ラーニングの活動が進んでいくにつれ、学生のニーズは変化するか？ それはどのように変化するか？ 学生のサービス・ラーニングの活動の重要性について、市民性や市民としての義務といった視点から意味付けをしているか？

## 2) Volunteers in Service to America (VISTA)

### a. 実施主体

CNCS 中のアメリカ (AmeriCorps) が行うプログラムである。

### b. プログラムの内容

18歳以上の若者が、貧困地域や低所得者層のための活動を行っているNPO等にフルタイムのボランティアとして派遣され活動するプログラムである。識字力向上、健康増進、起業支援、住

居提供、デジタル・デバイドの解消など全米で多数のプログラムが実施されている。具体的には、派遣先の NPO の運営管理、ボランティア・プログラムの作成、プログラムに必要な資金調達などの活動を行っている。1965 年の創設以来 17.7 万人以上の若者が活動に参加している。

ボランティアは、プログラム終了後に、学費等に充当する用途制限のある報酬(4,725 ドル)か、用途制限なしの報酬(1,200 ドル)のいずれかを受け取る。プログラムに従事している間、プログラム参加者(VISTA ボランティア)には、生活費手当、医療保険、研修、引越し費用、損害賠償保険等が支給される。

### c. 実績

2005 年の VISTA プログラムの実績は次図表の通りである。

図表 3-1-52 Volunteers in Service to America (VISTA) の実績(2005 年)

項目	実績
プログラムへの参加者(VISTA ボランティア)数	6,707 人
プログラム数	1,638
地域のボランティア(VISTA ボランティア以外)として関わった人数	509,000 人
VISTA ボランティア1人あたりが採用したボランティア数	76 人
VISTA ボランティアの合計活動時間数	1,140 万時間
受刑者の子どもへのメンター数	6,126 人
雇用を得た人数	6,500 人
VISTA プログラム終了後に、地域のためのボランティア活動を継続している VISTA ボランティアの割合	81%

(資料) CNCS “FACT SHEET”より。

### 3) AmeriCorps\*NCCC(National Civilian Community Corps)

#### a. 実施主体

CNCs 中のアメリコア(AmeriCorps)が行うプログラムである。

#### b. プログラムの内容

18～24 歳の若者がチームを組み、環境、生活、教育、災害救助等の活動を行う。このプログラムの目的は、コミュニティの強化と、コミュニティを担うリーダーの育成である。VISTA ボランティアが NPO の組織運営を支援するボランティアを行うのに対して、NCCC ボランティアは、直接サービス提供に従事する。

このプログラムに参加する若者は、デンバー(コロラド州)、チャールストン(サウスカロライナ州)、サクラメント(カリフォルニア州)、ペリー・ポイント(メリーランド州)の4つの拠点のうちのいずれかで居住し、10ヶ月間、集中的にボランティア活動を行う。

約 1,100 人の NCCC ボランティアは救急対応の訓練を受けた後、チームごとに 10～12 のプロジェクトに参加する。ハリケーン災害の発生時等には、赤十字や米連邦緊急事態管理局 (FEMA) の要請で災害救助や復興活動にも携わっている。

ボランティアは、プログラム終了後に、学費等に充当する用途制限のある報酬(4,725 ドル)を受け取る。プログラムに従事している間、NCCC ボランティアには、生活費手当、医療保険、研修が提供され、さらに、学費ローンの支払い猶予が適用される。

### c. 実績

2005 年の AmeriCorps\*NCCC プログラムの実績は次図表の通りである。なお、NCCC ボランティアを経験した人のうち 90% が、プログラム参加中に得たスキルや経験が、仕事、教育、コミュニティビジネス・サービス等に役立ったとしている。同じく 60% の NCCC ボランティアは、活動期間後 3 年以内に、雇用を得るための公的サービスを受けていると回答しており、若者が仕事を得ていくための足がかりの一つとなっている。

図表 3-1-53 AmeriCorps\*NCCC の実績(2005 年)

項目	実績
NCCC ボランティア数	1,152 人
NCCC ボランティアによる活動総時間数	180 万時間
地域のボランティア(NCCC ボランティア以外)として関わった人数	23,000 人
遂行されたプロジェクト数	561

(資料) CNCS “FACT SHEET”より。

## 4) AmeriCorps\*State and National Programs

### a. 実施主体

CNCS 中のアメリカ(AmeriCorps)が行うプログラムである。

### b. プログラムの内容

AmeriCorps\*State and National Programs は、年間 65,000 人程度参加しており、低所得者層向けの住宅建設、コンピュータ技術の習得支援、公園や河川の清掃、放課後対策、災害支援、地域のボランティア活動の管理などの多様な分野で活動しており、AmeriCorps が実施するプログラムの中で最大規模のものである。このプログラムのボランティアは、17 歳以上の若者であり、10～12 ヶ月間活動する。

このプログラムは、NPO、地域の公的機関等が実施主体となり、NPO 等には、アメリカのプログラムとしてボランティア活動を行う若者の募集・選定、監督などに要する費用が補助される。AmeriCorps\*State は州レベル、地域レベルの活動に対する補助を、AmeriCorps\*National は複数の州にまたがる広域の活動に対する補助を行う。



VISTA ボランティアや NCCC ボランティアは他の仕事との兼務はできないが、このプログラムのボランティアは兼務が可能である。ボランティアは、プログラム終了後に学費等に充当する使用制限のある報酬(4,725 ドル)を受け取る。プログラムに従事している間、NCCC ボランティアには、生活費手当、医療保険、研修が提供され、さらに、学費ローンの支払い猶予が適用される。なお、このプログラムによる補助は、大きく、州政府が選定した NPO 等に資金援助するものと、AmeriCorps が直接 NPO 等に補助するものとに分かれる。

### c. 実績

AmeriCorps\*State and National Programs の 2005 年の実績は次図表の通りである。

なお、AmeriCorps\*State and National Programs に参加したボランティアのうち 72%が、プログラム期間終了後も地域でのボランティア活動やコミュニティ・サービスを行っている。

また、このプログラムのボランティアを経験した人のうち 86%が、プログラム参加中に得たスキルや経験が、仕事、教育、コミュニティビジネス・サービス等に役立ったとしている。同じく 89%のボランティアは、活動期間後 3 年以内に、雇用を得るための公的サービスを受けていると回答しており、AmeriCorps\*NCCCプログラムと同様に、若者が仕事を得ていくための足がかりの一つとなっている。

図表 3-1-54 AmeriCorps\*State and National Programs の実績(2005 年)

項目	実績
ボランティア数	66,830 人
ボランティアによる活動総時間数	4,920 万時間
地域のボランティア(本プログラムのボランティア以外)として関わった人数	843,754 人

(資料) CNCS “FACT SHEET”より。

## 5) Retired Senior Volunteer Program (RSVP)

### a. 実施主体

CNCS 中のシニアコア(National Senior Service Corps)が行うプログラムである。

### b. プログラムの内容

55 歳以上の退職者が知識や経験を活用してボランティア活動を行うもので、参加者(RSVP ボランティア)は、自分自身の興味関心やスキルに応じて、どこでどのような活動をするのかを選択できる柔軟性のあるプログラムである。活動時間も、週に数時間から 40 時間までの幅がある。1971 年から継続して実施されており、年間 45 万人程度の高齢者が参加する全米で最大規模の高齢者ボランティア活動プログラムの一つである。

子どもの読み書きや算数などの学習支援、住居建設、予防接種を受けるための支援、10 代

の親のための親教育支援、近隣の見守り・見回り活動、コミュニティの庭園の維持管理、起業支援、災害支援など、NPO 等によって実施されている幅広い分野の活動プログラムがある。

RSVP ボランティアは、事前研修、NPO 等での OJT 研修、活動中の補完保険が提供される。なお、RSVP ボランティアは無報酬であり、シニアコアからの金銭的報酬はないが、プロジェクトを実施する NPO 等が個別に RSVP ボランティアに交通費や食事代等の少額の報酬を支払う場合がある。

### c. 実績

RSVP の 2005 年の実績は次図表の通りである。

なお、RSVP ボランティアの 98%は、RSVP のプログラムに参加することによって、自分自身の知識が増え、健康が増進し、そして、社会との関わりが増えたと認識している。

**図表 3-1-55 Retired Senior Volunteer Program (RSVP) の実績(2005 年)**

項目	実績
RSVP ボランティア数	448,133 人
RSVP ボランティアによる総活動時間数	6,600 万時間
プロジェクト数	755
RSVP ボランティアを活用した団体数	62,600 団体
RSVP ボランティアによって支援を受けた子ども・若者の人数	66,000 人
RSVP ボランティアがメンターとなった受刑者の子ども数	2,870 人
RSVP ボランティアによって支援を受けた虚弱な高齢者数	35,100 人
地域のボランティア (RSVP ボランティア以外)として関わった人数	17,000 人

(資料) CNCS “FACT SHEET”より。

## 6) Foster Grandparent Program

### a. 実施主体

CNCS 中のシニアコア (National Senior Service Corps) が行うプログラムである。

### b. プログラムの内容

60 歳以上の低所得層の高齢者が特別な問題やニーズを抱えている子どもに愛情をもって支援するボランティア活動プログラムで、1965 年に開始された。ボランティアが対象となる子どもと一対一で向き合い、虐待や育児放棄等にあっている子どもの世話、識字力が低い子どもの学習支援、問題を抱えているティーンエイジャーや若い母親への助言・指導、障害児や難病に苦しむ子どもの世話などを行っている。

このプログラムのボランティアとなるためには、ガイドラインに決められた低所得層であること、週に 15～40 時間の活動ができることが条件である。

このプログラムのボランティアには、事前および毎月の研修、交通費実費、活動中の食事、健康診断、活動中の傷害保険が提供される。また、適切な報酬(1時間2.65ドル、非課税)がボランティア活動のコスト<sup>i</sup>として支払われる。

### c. 実績

Foster Grandparent Program の 2005 年の実績は次図表の通りである。

なお、このプログラムのボランティアによる支援を受けた子ども・若者のうち 87%が学業の成績が向上し、58%が登校する習慣を身に着けた。また、支援を受けた子ども・若者の 90%が自分自身に自信を持つことができたと認識している。多くのボランティアは、担当する子ども・若者と、長期間にわたる信頼関係を築いている。

図表 3-1-56 Foster Grandparent Program の実績(2005 年)

項目	実績
このプログラムのボランティア数	31,017 人
このプログラムのボランティアによる総活動時間数	3,000 万時間
プロジェクト数	342
このプログラムで支援を受けた若者の人数	262,781 人
このプログラムで支援を受けた受刑者の子ども数	6,255 人

(資料) CNCS “FACT SHEET”より。

## 7) Senior Companion Program

### a. 実施主体

CNCS 中のシニアコア (National Senior Service Corps) が行うプログラムである。

### b. プログラムの内容

在宅で生活する高齢者や虚弱な成人の自立した生活を支援するためのボランティア活動プログラムで、1974 年に開始された。一人暮らしなどの虚弱な高齢者、障害者、終末医療を受けている患者に対して、買い物等の身の回りの世話をしたり、病院に同行するなどの交通手段を提供している。高齢者が高齢者を友情を持って世話するためのプログラムであり、支援対象の高齢者の日常生活に関わることから、問題が起ころうな場合に医者、家族、介護サービス提供者に通報する見守りの役割も果たしている。

このプログラムのボランティアは、60 歳以上の低所得高齢者である。ボランティアには、Foster Grandparent Program と同様に、事前および毎月の研修、交通費実費、活動中の食事、健康診断、活動中の傷害保険が提供される。また、適切な報酬(1時間 2.65ドル、非課税)がボランティア活動のコストとして支払われる。ボランティアは支援対象の高齢者と一対一の関係を築いて活動を行う。

<sup>i</sup> 生計のための仕事をする機会をボランティア活動に振り向けたとみなし、報酬が支払われる。

### C. 実績

Senior Companion Program の 2005 年の実績は次図表の通りである。

なお、このプログラムのボランティアの多くは、ボランティア一人あたり2～4人の支援対象者を持ち、週に15～40時間の活動をしている。

図表 3-1-57 Senior Companion Program の実績(2005 年)

項目	実績
このプログラムのボランティア数	15,037 人
このプログラムのボランティアによる総活動時間数	1,300 万時間
このプログラムのボランティアによって支援された高齢者数	56,592 人
このプログラムによって一時的に休養が可能となった介護者数	6,894 人
プロジェクト数	223

(資料) CNCS “FACT SHEET”より。

図表 3-1-58 Senior Companion Program の実施例 カリフォルニア州オークランド市<sup>i</sup>

実施主体	オークランド市(シニア・コンパニオン・プログラムの担当職員は3人)	
役割分担	CNCS	市のプログラムへの補助
	オークランド市	<ul style="list-style-type: none"> <li>実施主体であり、地域の NPO にボランティアを派遣する。ボランティアは、4～6 人ずつが市内の 24 の NPO に派遣され、派遣先の NPO の監督を受けることとなる。</li> <li>シニアコアによる基準は、60 歳以上の高齢者によるボランティア活動、低所得のボランティアへの報酬、継続研修などであるが、実際には、どこで実施するか、どのように報酬を手当するか、研修をどのように行うかについて実施主体に裁量がある。</li> </ul>
参加方法	ボランティア希望者は、市の担当窓口に応募する。待機者が出るほど希望者が多く、ボランティアの確保は難しくはない。	
活動内容	一人暮らしなどの虚弱な高齢者、障害者、終末医療を受けている患者に対して、買い物等の身の回りの世話をしたり、病院に同行するなどの交通手段を提供したり、通訳 <sup>ii</sup> を行ったりしている。	
ボランティア・コーディネート	プログラムの担当職員がボランティアと受入れ先機関との調整を行う。	
活動の受入れ機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内の 24 の NPO がボランティアの受入れ機関であり、病院、教会関係の団体、社会サービスを提供している団体、シニア住宅等を提供している団体である。</li> <li>受入れ先の NPO 等に報酬は支払われないが、NPO 等には訓練されたボランティアを確保できるメリットがある。</li> </ul>	

<sup>i</sup> シニア・コンパニオン・プログラム等連邦政府のボランティア活動プログラムは、地域の NPO が実施主体となる場合と、オークランド市のように行政機関が実施主体となる場合がある。

<sup>ii</sup> オークランド市ではアジア系住民が多く、英語が不自由な高齢者が多い。

費用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ シニアコアからの補助金の大半は、ボランティアへの報酬に充てられ、その他に、プログラムのスタッフの person 費・運営費に充当される。</li> <li>・ シニアコアの補助金によって充当されるのは一定数のボランティア分であり、それ以上のボランティアを確保したい場合には、市が独自に財源をみつけてくる必要がある。オークランド市では、さらに、アラメダ郡地域高齢者福祉局 (Area Agency on Aging; AAA) や、CDBG<sup>i</sup> の資金からボランティアを確保するための資金援助を受けている。</li> </ul>
研修	<p>&lt; 事前研修 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ボランティア応募者は、事前に 40 時間の研修を受ける。これは、市が行うもので、これを履修したものがボランティアとなるため、実質的にスクリーニングが行われていることになる。</li> </ul> <p>&lt; 活動中の研修 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ボランティアは、在宅の高齢者を援助するスキルを身につけるために、月 2 回、合計 8 時間の研修を受けることが義務付けられている。研修参加に要した時間分は報酬が支払われる。</li> <li>・ オークランド市では、コミュニティカレッジにおいて、高齢化問題、加齢とは何か、虚弱な高齢者への援助の方法、活用できる社会資源などのテーマで研修を行っている。ボランティアがこの研修を受けると、コミュニティ・カレッジの履修単位としても認定される。</li> <li>・ また、派遣先の NPO でも独自の研修が行われる。</li> </ul>
活動後の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ボランティア参加者に対する感謝をあらわすパーティが開催される。</li> </ul>
活動者への報酬	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ボランティアには CNCS のシニアコアの基準にそって1時間あたりの報酬(非課税)が支払われる。</li> <li>・ このほかに、食費として1日 2 ドル、交通費として、バス利用の場合は1日に 11~12 ドル、自家用車を利用の場合は1ヶ月に 25 ドルまで支給される。</li> </ul>

(資料) 社会福祉・医療事業団「平成 12 年度海外の民間ボランティア活動に関する調査研究」の海外ヒアリング調査資料より。

## (2) ベビーブーマー世代への対応

アメリカには、1946~1964 年生まれのベビーブーマー世代が 7,700 万人いる。この世代のボランティア活動に対する期待は大きい。その理由は、人口規模が大きいというだけでなく、比較的高い教育水準、良好な健康状態、そして、財産を有しているからである。この世代は、その前の世代とは異なるニーズを持ち、幅広い能力とスキルを有している人が多い。この世代の持つ能力やスキルを活用して、彼ら自身の多様なニーズを充足していくことは、社会課題の取り組みにおいて必要不可欠なことであると認識されている。

CNCS は、ベビーブーマー世代のボランティア活動の実態を把握するために、調査報告書

<sup>i</sup> Community Development Block Grant Program (CDBG)。低所得者に住居や健全な生活環境を提供することを目的としている連邦 HUD (US Department of Housing and Urban Development) の補助金。

「KEEPING BABY BOOMERS VOLUNTEERING ～A Research Brief on Volunteer Retention and Turnover(2007年3月)」をまとめた。この報告書では、ボランティア活動をしているベビーブーマー世代の31%が翌年に同じ活動を続けていないことを明らかにしている。この31%の人々全員にボランティアのリクルートの機能が行き届いておらず、これらの人々のうち83%の人だけが新しい活動先を見つけることが出来ている。残りの17%はボランティア活動をしない状況になってしまうという構造である。CNCSはベビーブーマー世代のボランティア活動者数を保持し、さらに増やし続けていく必要があると認識している。このため、CNCSの高齢者ボランティアの担当部署であるシニアコアへの期待が大きくなっている。

また、地域の高齢者問題を担当している地域高齢者福祉局(Area Agency on Aging;AAA)の全米ネットワーク(National Association of Area Agencies on Aging)は“Snapshots of Older Volunteer Programs”(2004年5月)をまとめ、その中で、ベビーブーマー世代をはじめとして、高齢者がボランティア活動を通じて地域社会に貢献することが重要であり、そのために、AAAは多様なボランティア活動プログラムを開発・実施・支援していくべきであるとしている。“Snapshots of Older Volunteer Programs”には、高齢者が実施しているボランティア活動プログラムの優良事例が掲載されており、地域で実施可能なものがあれば積極的に取り組むことを奨励している。

図表 3-1-59 Snapshots of Older Volunteer Programs に掲載されている主な事例

プログラム名	概要
Senior Advocacy for Elderly Crime Victims	60歳以上の犯罪被害者への支援。訓練されたボランティアが日常生活へ復帰できるようになるまでを支援する。
Intergeneration Orchestra Brings Music to Elder Ears	25歳以下と50歳以上の2つの年齢層のボランティアによってオーケストラを編成。50歳以上のボランティアは、元オーケストラの演奏者、音楽教師等のプロフェッショナルであり、若い音楽家との世代交流が実現。
Taking An Additional Step: Volunteer Medical Advocate Program	高齢者が病院に行く際の付き添い。病院までの運転手となったり、診療等の際に、本人の目となり耳となる活動。

(資料)National Association of Area Agencies on Aging “Snapshots of Older Volunteer Programs”(2004年5月)より。

## 5. 民間による施策・事業

アメリカでは、多くの NPO がボランティアを活用しながら、コミュニティの課題に取り組む活動を行っている<sup>i</sup>。NPO が提供する多様な活動の機会が、アメリカ国民にとって、ボランティア活動やコミュニティ・サービスに参加する身近な機会となっている。

NPO が提供する活動機会の種類には、①サービス提供に携わるボランティア活動<sup>ii</sup>、②NPO の組織運営の事務作業を手伝うボランティア活動、③NPO 職員と同等あるいはそれ以上の専門的な技術や経験を有する人が専門技術を活かして行うボランティア活動<sup>iii</sup>がある。

ボランティアを活用する NPO は、ボランティアに依頼する仕事の内容を決め、ボランティアの募集・採用・研修・勤務管理・評価等のマネジメントを行うという考え方が定着しており、ボランティア・コーディネーターがボランティアに関する業務を専門に担っている。こうしたやり方をする事によって、多くのボランティアが自分にあった活動に意欲をもって取り組むことができ、その結果、活動自体が楽しくやりがいのあるものになるとともに、ボランティア自身の経験やスキル、そして、人間性が向上していくことにもつながっていく。

アメリカには、2005 年時点で約 85 万の NPO [501(c)(3)免税団体のうち公益団体]があり、それぞれが多様なボランティア活動プログラムを持っている。ここでは、全国的な規模を持ち、アメリカで一般的なボランティア活動を展開している NPO の活動プログラムの例を紹介する。

### (1) YMCA

YMCA は、アメリカで最も大規模な非営利のコミュニティ・サービスの実施団体の一つである。全米に 2,617 の活動拠点を持ち、これらの拠点で行われる活動は、約 1 万のコミュニティに住んでいる 2,020 万人を対象としている。

YMCA の活動プログラムは、健康増進のための運動、キャンピング、子どものケア、コミュニティづくり(職業訓練、薬物乱用防止など)、家族への支援、高齢者への支援、国際活動などであり、大半がボランティアによって運営されている。

YMCA は無償のボランティア活動を自身の基盤として重要視している。図表 3-1-60 に示すようなボランティアの種類があり、プログラムに中心的に関わるボランティアだけでも 561,909 人に上っている。

<sup>i</sup> NPO 職員だけでサービス提供を行っている NPO もみられるが、ボランティアを活用している NPO のほうが一般的である。

<sup>ii</sup> サービス・ボランティアと呼ばれている。

<sup>iii</sup> 専門ボランティアと呼ばれ、会計士、弁護士、医師等がボランティアとして活動するような場合をいう。

図表 3-1-60 YMCA のボランティアの種類

種類	活動内容
プログラム・ボランティア	プログラムの実施を担当する。
サポート・ボランティア	YMCA の事務所の中で、受付等の事務を担当する。
基金ボランティア	資金調達のためのイベント等を担当する。
ポリシー・ボランティア	組織や事業の方針や計画の策定を行う。
管理ボランティア	組織の管理や運営を担当する。

(資料) YMCA の HP より。

## (2) ビッグブラザーズ・ビッグシスターズ・オブ・アメリカ(BBBS)

BBBS は、1904 年に設立された NPO で、子どもへメンター<sup>i</sup>を派遣するボランティア活動を行う団体の中では、全米で最も伝統があり大規模である。BBBS は、6～18 歳の子どもに、年上のメンターとして成人のボランティアを派遣する。このプログラムが、全米 500 か所で実施されている。支援対象の多くは、低所得者層の家庭、薬物を濫用している家庭、家庭内暴力のある家庭の子ども達である。2005 年現在で、BBBS は全米に 440 の地方拠点を持ち、約 234,000 人の子どもを支援した。

ビッグブラザーズあるいはビッグシスターズとなるボランティアの選考は慎重に行われ、一人ひとりの子どもに相応しいボランティアがマッチングされる。ボランティアと子どもは、月に約 3 回程度、定期的に会って、一緒にスポーツをしたり、映画をみたり、宿題を教わったり、時には、コミュニティ・サービスに参加したりする。このような活動を通じて、長期間の信頼関係を構築し、子どもの精神状態の安定や健全育成に貢献する。こうした活動の結果、支援対象の子どもが多くが自分の家族との関係を再構築することができたり、違法な薬物濫用、飲酒、学校をサボることをしなくなっている。

なお、BBBS は、ボランティアがメンターとして活動を開始した後も、研修を実施したり、ボランティアからの相談にのるなど、ボランティアと子どもの双方が満足するようにきめ細かな支援を行っている。

## (3) シティ・イヤー (City Year)

シティ・イヤーは、17～24 歳の若者を地域での活動に派遣したり、リーダーを養成したりするためのボランティア活動プログラムを実施している。

2006 年には、シティ・イヤーが養成した若者のリーダー約 1,200 人が、延べ 140 万時間のボランティア活動を行った。活動内容は、学校との協力のもとで児童・生徒のメンターになったり学習を支援すること、放課後や休暇中の子どもの活動プログラムの企画・実施、「ヤング・ヒーロー」プログラム(中学生にコミュニティ・サービスを経験してもらうもの)、保健・防犯について子どもに教えることなど、多岐にわたっている。

<sup>i</sup> 良き師、助言者、庇護者、相談相手などと訳される。



シティ・イヤーは、1988年に50人のボランティアによって発足した団体であるが、2006年時点では、全米に17ヶ所の活動拠点を有するまでに発展している。これまでに、シティ・イヤーの活動に参加した若者は約9,500人に上っており、支援した子どもは約985,000人に達している。このNPOは、バンク・オブ・アメリカ、ティンバーランド<sup>i</sup>などの全米の優良企業と良好な関係を築いており、年間100万ドルの寄付金を獲得し、安定した活動を展開している。

#### (4) エクスペリエンス・コア(Experience Corps)

エクスペリエンス・コアは、55歳以上の高齢者が小学生の読解力を支援するボランティア活動を行う組織である。全米の20都市に活動拠点をもち、約2,000人のボランティアが活動している。

ボランティアは、幼児教育や識字力等についての厳しい訓練を経てから、読む力が十分でない子どもと一対一で向き合い、支援活動を開始する。ボランティアはチームで活動し、同僚達と強い信頼関係を築いている。

エクスペリエンス・コアは、1988年に活動を開始して以来、様々な調査研究を重ねて自身の活動プログラムを改良し、現在では、小学校教師から高い信頼を得るに至っている。エクスペリエンス・コアの活動を通じて、支援対象である子どもは学業が向上し、社会性が身につく。支援者である55歳以上のボランティアは、価値ある活動に携わるやりがいを感じ、健康増進に役立っている。学校や教師は、読解力という基礎的な力を向上することに役立っていると評価している。地域コミュニティは、55歳以上の高齢者が活き活きと活動して社会の役に立つことを目の当たりにして、高齢者が社会に貢献する可能性に気づいていく。

## 6. ボランティア活動を促進するための社会的基盤

### (1) 個人の参加を促進するしくみ

身近な場所にボランティア活動に関する情報を入手し、希望する活動とマッチングしてもらえらるボランティアセンター等がある。また、ボランティア活動やコミュニティ・サービスから得られる経験の重要性は、社会的に多様な面で評価されている。大学などの高等教育機関への入学や企業への就職の際に、成績や推薦状のほかに、ボランティア活動の経歴があれば重要視されることが多い。こうした社会全体の評価は、ボランティア活動を行うメリットづくりにつながっている。

#### 1) ボランティアセンター

「2. ボランティア活動の現状」の「(5) ボランティア活動のマッチング機能 ～身近なボランティアセンター～」を参照。

<sup>i</sup> カジュアル用品メーカー。シティ・イヤーと同じボストンに本拠地を置いている。

## 2) マッチングのためのホームページ

自分が希望するボランティア活動の機会を探すための検索機能をもったホームページが運営されている。

その中で、最大規模のものは、Youth Service America (YSA)<sup>i</sup>が運営するSERVEnet<sup>ii</sup>である。SERVEnetは、郵便番号、活動したい都市名、活用できるスキル、関心分野、いつ何時間活動できるかなどの情報を入力すると、希望に近いボランティア活動を提供しているNPO等を表示するものである。SERVEnetには、6,000以上のNPOと、そのNPOが実施する35,000以上のボランティア活動プログラムが登録されており、5,200万人分のボランティア求人情報を保有している。

こうした豊富なデータベースからボランティア活動の機会を探すことができる。

## 3) 表彰制度

ボランティアを受け入れるNPO等は、ボランティア・マネジメントを実施しており、マネジメントの最終段階で、ボランティア活動の成果をお互いに認め合い讃えあうことを行っている。こうした方法が浸透しているため、ボランティアは、受け入れ先のNPO等から感謝され、表彰されることが多い。

こうした身近で日常的なことのほかに、大統領や州知事等が多くの時間をボランティア活動に費やした人達を積極的に表彰する制度もある。ポイント・オブ・ライト財団などによって毎年4月に開催されている全国ボランティア週間(National Volunteer Week)は、1974年に開始され、過去一年間に行われたボランティア活動を表彰するためのイベントである。

## 4) イベント

一斉にボランティア活動をしようという呼びかけのイベントが全米規模で行われている。これが、ボランティア活動を始めるきっかけにもなっている。

1994年に議会がマーチン・ルーサー・キング牧師の誕生日を記念した祝日を地域社会に貢献するボランティア活動をする日とし<sup>iii</sup>、CNCSが呼びかけを行っている。呼びかけに応じた人々は、地域のNPO等でボランティア活動を行っている。

また、ポイント・オブ・ライト財団は、毎年10月第四土曜日にMake A Difference Day(全国的なボランティア活動の日)を開催している。この日に行われた活動のうち、評価の高いものが、全国ボランティア週間の中で表彰される。

## 5) キャリア形成に役立つ

進学や就職の際に、ボランティア活動やコミュニティ・サービスの活動経験が評価される。特

<sup>i</sup> YSAは、5～25歳までの若者のボランティア活動を促進する様々な機関が連携して、1986年に設立された情報センターである。

<sup>ii</sup> <http://servenet.org/>

<sup>iii</sup> The King Holiday and Service Act.

に、ボランティア活動やコミュニティ・サービスにおいて、活動プログラムを企画し、人的体制を整えて管理運営した経験等は、ビジネスの分野においても評価が高い。大学生は、インターンシップの一環としてボランティア活動やコミュニティ・サービスを行うが、こうした経験は履歴書に記載され、採用に有利な材料となる。このため、大学生の就職支援を行うキャリアセンターがサービス・ラーニングやインターンの受け入れ先 NPO 等を紹介する大学も多い。

## 6) 従業員ボランティア活動の奨励

アメリカには、企業も社会の一構成員として責任を担うべきであるという考え方がある。このため、多くの企業で、社会的評価の高まりが業績の向上にもつながっていくことを期待して、独自の経営資源を活用したコミュニティへの貢献が行われている。コミュニティへの貢献には、主に、地域の NPO への資金・物品や情報等の支援とともに、従業員のボランティア活動支援が行われている。具体的には、従業員がボランティア活動を行うための休暇制度を設ける、従業員が NPO に寄附を行うときに同額を支援する制度を設ける、従業員がボランティア活動グループを組織することを支援する<sup>i</sup>などである。

## (2) NPO 等のボランティア活動の場である団体を支援するしくみ

### 1) 連邦政府の活動面での支援

連邦政府は CNCS を通じて、シニアコア、アメリコア、Learn and Serve America が実施するボランティア活動プログラムを運営している。このボランティア活動プログラムは、連邦政府が直営で行うのではなく、その実施は CNCS からの資金援助のもとで地域の NPO が担っている。NPO にとって、連邦政府のボランティア活動プログラムを実施することには、良質のボランティアを確保できるとともに、資金面で安定した事業を行うことができるメリットがある。

また、CNCS は、ホームページ上で、ボランティア・マネジメントの実践的な方法、ボランティアの訓練・研修の実施方法、ボランティアへの感謝と評価の伝え方などの、ボランティアを活用する上で欠かせないノウハウの提供を行っている。

### 2) NPO の活動基盤への支援 ～ NPO への税制上の優遇措置

アメリカでは、内国歳入庁が定める資格要件を満たした NPO(免税団体<sup>ii</sup>)の収益への免税措置、個人や企業が免税団体に寄付をする場合の税制優遇、個人がボランティア活動をする場合の税制優遇が行われている<sup>iii</sup>。

<sup>i</sup> 従業員にボランティア活動機会の情報提供を行う、従業員のボランティア活動グループを社内的に認知して評価する、活動資金を提供するなどがある。

<sup>ii</sup> 内国歳入法 501 条(c)に該当することを所定の書類を内国歳入庁に提出して認可を受ける。

<sup>iii</sup> なお、州税については各州によって異なるため、ここでは連邦税について述べる。

### ①免税団体の所得への免税

免税団体は、その団体の本来事業で得た所得および関連収益事業には課税されない。関連収益事業であるかどうかについては、内国歳入庁が本来事業との実質的な関連性を検討して判断している。また、利子、配当、賃料などの受取所得<sup>i</sup>は、原則として課税対象外とされている。

### ②免税団体に行う寄付金の税制優遇

免税団体のうち、不特定多数の人々を対象として活動している団体(内国歳入法 501 条(c)(3) 団体<sup>ii</sup>)については、個人や企業が寄付を行う際に、所得控除・損金算入が認められる。これ以外の 501 条(c)(3)団体は、団体の会員に対するサービスを基本としているため共済的な要素が強いとみなされ、団体の所得税の免税は受けられるが、この団体に寄付を行う個人や企業は税制優遇を受けることはできない。

### ③個人が行うボランティア活動の経費に関する税制優遇

内国歳入庁は、免税団体とは別に適格団体(qualified organizations)<sup>iii</sup>を定めている。この適格団体が実施するボランティア活動プログラムに参加した個人は、交通費等の自己負担が発生した場合で実費弁償されないときに、当該費用を公益寄付金の支出とみなして所得から控除することができる。

公益寄付金の支出とみなされる活動費用の要件は、弁償されない費用であること、ボランティア活動と直接的な関連のある費用であること、行ったボランティア活動にのみ関する費用であること、個人や家族のための私的な費用でないことである。具体的には、交通費、活動に必要な制服およびクリーニング代等、出張旅費などである。

また、CNCS のシニアコアが実施する、退職高齢者ボランティア・プログラム、フォスター・グランドペアレント・プログラム、シニア・コンパニオン・プログラム等は、活動に要した費用を総所得に含まなくてもよいとされている。

## 3) NPO への寄付

アメリカの非営利セクターには、個人、企業、財団等から多くの寄付がなされている。その額は、2005 年には 2,603 億ドルに達している。この金額には、NPO だけでなく、宗教団体への寄付も含まれている。内訳を見ると、宗教関連の寄付が 35.8%と最も多く、次いで、教育が 14.8%、福祉が 9.7%などとなっている。

<sup>i</sup> 本来の事業のための資金を確保するために、経営権の支配を目的としない投資を行った結果得られる果実をいう。

<sup>ii</sup> 内国歳入法 501 条(c)は免税団体を 25 種類に分類しており、このうち(3)項の宗教、教育、医療、福祉、芸術、文化、環境、動物保護、国際問題等の分野の慈善団体であると認められた団体は、不特定多数の人々を活動対象として公益性を有していると認定される。

<sup>iii</sup> ①共同募金、公社、信託、基金等の法律に基づいて設立された団体で、宗教、公益(慈善)、教育、科学、識字、子どもや動物の保護の目的のために運営されるもの、②退役軍人団体、③国内の友愛協会、④特定の非営利の墓地会社、⑤連邦、州政府等の 5 つのタイプがある。

図表 3-1-61 個人、企業、財団等から非営利セクターへの寄付

(単位:億ドル)

年度	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年
寄付総額	2,297	2,311	2,315	2,363	2,452	2,603

(資料) Giving USA Foundation(2006)より。

図表 3-1-62 個人、企業、財団等から非営利セクターへの寄付(2005年)の分野別内訳

分野	割合(%)
宗教関連	35.8
教育	14.8
福祉	9.7
ヘルスケア	8.7
財団への寄贈	8.3
公共利益	5.4
文化、芸術、人道支援	5.2
環境、動物保護	3.4
国際交流、協力	2.5
分類不能	6.2

(資料) Giving USA Foundation(2006)より。

### (3) ボランティア活動の評価

ボランティア活動を評価するための統一された評価軸や方法はないが、ボランティア活動プログラムを実施する主体がそれぞれに評価を工夫している。

CNCS が実施する連邦政府のボランティア活動プログラムでは、先に見たように、ボランティア活動者数等の実績(アウトプット)を整理した上で、どのような成果が上がったか(アウトカム)の分析を行っている。特に、サービス・ラーニングに関しては、評価手法の研究が始まっている。

また、ボランティアを活用している NPO も個別に評価を行っている。例えば、エクスペリエンス・コアでは、子どもの読解力の向上を支援するボランティア活動が、どのような道筋で子どもの学力の向上や社会性の向上に寄与していくのかの定性分析を行い、レポートにまとめている。

評価は評価すること自体が目的ではなく、PDCA サイクル(Plan→Do→Check→Action)にそって活動を改善していくための具体的な方策を見つけたり、より多くのボランティア、質の高いボランティアに参加してもらうための PR 材料にしったりするなど、次の行動に結び付けている。

## 参考 学校制度の概要<sup>i</sup>

### (1) 教育における連邦政府と州政府の役割

広大な国土に多様な人種、民族が住んでいるアメリカ合衆国では、行政システムの多くの部分が州単位で行われている。合衆国憲法修正第 10 条に連邦政府の権限であると明記されていること以外の権限は、特に禁止されていない限り、州および市民に留保されることが定められている。このため、州は、独自の憲法および州法を有している。

教育は、合衆国憲法の中に規定されていないことから、連邦政府は権限を持たず、州の専管事項となっている。連邦政府の役割は、教育の機会均等の保障等の、州政府の教育の支援にとどまっている。

### (2) 州によって異なる教育制度

州は、州憲法および州教育法に基づき、独自に教育制度を構築している。

初等中等教育の修業年限はすべての州で 12 年となっていることは共通しているが、義務教育の期間は、州によって異なる。

以下は、多くの州で共通にみられる事柄である。

### (3) 初等中等教育に関する州の教育行政

州憲法によって、州議会は州の教育制度の編成、教育機関の設置、管理の責任を課されている。

州議会は、教育政策の策定などの学校教育に関する多くの権限を州教育委員会<sup>ii</sup>に委譲している。

州議会および州教育委員会の定めた方針にそって、州の教育行政を遂行する責任者として州教育長<sup>iii</sup>が置かれており、その事務局として州教育局がある。州教育長は、任命あるいは州民投票によって選任される。

#### 1) 州教育委員会

州憲法あるいは州教育法等によって設置が定められている。法令上一般に州の教育全般（実質的には初等中等教育が中心）について最終的な責任を負う。行政機関として位置付けられ、州議会に直結していると考えられている。

州法で定められた制度を運用する上で必要な規則や施策を定めるなどの準立法機関<sup>iv</sup>として

<sup>i</sup> 文部省「諸外国の教育行財政制度 教育調査第 126 集」より。

<sup>ii</sup> Board of Education

<sup>iii</sup> Superintendent of Public Instruction, Commissioner of Education, Chief State School Officer などと呼ばれる。

<sup>iv</sup> quasi-legislative authority

の機能や、教育にかかる紛争について行政上の最終的な判断を下すための準司法機関<sup>i</sup>としての機能も果たしている。

## 2) 州教育法の主な内容

- ・ 州および学区の教育委員会および教育長の資格、組織、権限
- ・ 公立初等中等学校を中心とする学校財政制度
- ・ 義務教育年限、年間授業日数、初等中等教育における指導教科・分野等、学校教育活動に関する大綱的な枠組み
- ・ 公立初等中等学校の教員や教育行政担当者の免許制度
- ・ 公立学校教職員の身分保障制度

## 3) 州教育行政機関(州教育委員会、州教育長、州教育局)の主な役割

州教育法等の州議会で立法化された法令に基づき、州教育行政機関は、必要な政策および規則を制定し、教育計画を具体化する。州教育行政機関の主な役割や権限は次の通り。

- ・ 教員およびその他の教育関係職員の免許・資格認定
- ・ 教員養成課程の認定
- ・ 教育課程の基準(教育スタンダード)の設定および州統一テストあるいは学力評価事業の実施
- ・ ハイスクールの卒業要件の決定
- ・ 教育関係統計および調査研究の実施
- ・ 学区に対する補助金(学校基本金)事業の実施
- ・ 連邦政府等との共同事業の実施
- ・ その他の教育事業の実施に関わる規則等の制定

## (4) 高等教育に関する州の教育行政

高等教育行政も州の所管事項である。

大学の管理運営に直接的な責任を負う大学理事会と、各大学の取り組みを調整する州高等教育調整委員会という専門機関がある。

## (5) 学区

一般行政を担当する地方政府(市やタウン等)のほかに、上下水道の整備、公園の管理、消防、土壌保全などの特定の公共サービスを提供することを目的として設けられる特別区の一つである。一般に特別区には法人格が付与され、料金等による独立採算制が採られている場合が多い。

学区は、主に公立初等中等学校を所管する教育行政の基礎単位としての特別区である。州法によって公立学校制度を管理するための権限が付与されている。州政府の指導に従うこととさ

---

<sup>i</sup> quasi-judicial authority

れ、学区は教育を実施し、監督するための機関であると考えられている。

学区による公立学校の管理運営は学区教育委員会および学区教育長を中心に進められる。

図表 3-1-63 アメリカの学校教育制度

アメリカの学校教育

